

令和7年第1回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和7年1月23日(木)午後2時

2 場 所 朝霞市役所 第1委員会室

3 出席者

教 育 委 員 会 教 育 長	二 見 隆 久
教育委員会教育長職務代理者	平 木 倫 子
教 育 委 員 会 委 員	高 橋 松 久
教 育 委 員 会 委 員	森 島 史 枝
教 育 委 員 会 委 員	上 野 正 道

4 説明のための出席者

学 校 教 育 部 長	小 島 孝 之
生 涯 学 習 部 長	奥 山 雄三郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関 口 豊 樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	小笠原 ミツエ
生涯学習部参事兼中央公民館長	堀 川 政 昭
教 育 指 導 課 長	横 瀬 修 克
学 校 給 食 課 長	長 谷 修
文 化 財 課 長	藤 原 真 吾
図 書 館 長	増 田 潔
教育管理課主幹兼課長補佐	中 村 浩 信

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 会議録の承認・訂正
- (4) 教育長月間行事の承認
- (5) 教 育 長 の 報 告
- (6) 議 案 の 審 議
- (7) そ の 他 言
- (8) 閉 会 宣 言

別紙のとおり
別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

①令和6年第4回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

②いじめに関する調査結果について

(当日配付)

③訴状について

(当日配付)

④令和7年度埼玉県学力・学習状況調査について

⑤令和7年度全国学力・学習状況調査について

⑥令和6年度ふれあい推進事業について

⑦関東大会・全国大会出場者の市長表敬訪問について

⑧令和6年度「いじめ防止に向けた取組」実施報告書まとめについて

⑨令和6年度第2回朝霞市社会教育委員会議について

⑩令和6年度子ども大学あさかについて

◎ 提出議案

議案第1号 朝霞市教育委員会職員の人事に関するについて

(当日配付)

議案第2号 朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

議案第3号 博物館協議会委員の任命について

教育長月間行事（令和6年12月）実績

日	曜	時 間	行 事 等
3	火	16:00	南部教育事務所訪問
7	土	16:00	子ども大学あさか修了式
9	月	16:15	時年休（1時間）
13	金	8:30	時年休（3時間）
19	木	16:30	朝霞学校ユニオンとの交渉
20	金	8:30	時年休（4時間）
21	日	9:00	第69回朝霞市民スポーツ大会縄跳大会
25	水	8:30	時年休（4時間）
26	木	15:15	時年休（2時間）
27	金	13:15	時年休（4時間）

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長月間行事（令和7年2月） 予定

日	曜	時 間	行 事 等
2	日	8:40	令和6年度朝霞地区四市テニス大会
12	水	14:00	第7回南部教育長会議・教育長協議会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長報告事項

令和6年第4回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の
概要について

令和6年第4回市議会定例会における教育関係一般質問及びその答弁の概要を次のとおり報告します。

質問者： 福川 鷹子議員（あさか未来）

質 問：施設改修工事計画について

（１）北朝霞公民館雨漏りについて

（２）エレベーター未設置の公民館について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

過去3年の各公民館の改修工事の実績について、教えてください。

答弁①

過去3年間の主な改修工事につきましては、令和4年度に内間木公民館空気調和設備改修工事を実施しており、令和5年度には中央公民館エレベーター改修工事を実施し、さらに、令和5年度から令和6年度の継続事業で、東朝霞公民館空気調和設備改修工事を実施しました。また、現在は北朝霞公民館の空気調和設備改修工事を施工しております。

質問②

12月の補正では南朝霞公民館施設改修工事が計上されております。この工事もやはり空気調和設備改修工事なのでしょうか、お聞きします。

答弁②

補正予算の内容につきましては、議員の御指摘のとおり、南朝霞公民館の空気調和設備改修工事です。

質問③

実は、北朝霞公民館を利用されている市民の方より、2階の体育館の部屋が雨漏りがしていて、この部屋には雨が降ると7か所にバケツが置かれているようです。なぜ雨漏りの緊急工事ができないのか教えてください。

答弁③

大規模な改修工事は公共施設マネジメント計画に基づき実施しておりますが、雨漏りなどにつきましては、雨漏りの箇所や利用者への安全性など、施設運営の影響を考慮した上で対応をしております。

質問④

雨漏りの改修工事はいつ頃を予定されていますか。そして、その工事が行われるとき、また館を閉めなければならないのでしょうか、お聞きします。

答弁④

北朝霞公民館につきましては、令和6年2月頃から2階講堂と会議室で、数日間雨が降ると雨漏りが起きることが継続的に見られるようになり、現在令和7年度予算に屋上防水改修工事費の計上について庁内調整を図っているところでございます。また、本工事の際には休館せず施工ができると専門業者には確認してございます。

(2) エレベーター未設置の公民館について

質問①

設置されていない公民館はいつ頃設置する予定なのでしょうか。

答弁①

現在エレベーターが未設置の公民館は、東朝霞公民館、西朝霞公民館、北朝霞公民館の3施設となりますが、エレベーターの設置につきましては、老朽化による改修工事を計画的に行っておりますので、今後の大規模改修等の際に検討してまいります。

質問者： 兼本 尚昌議員（あさか未来）

質問：小中学校について

(1) 小・中学校のWi-Fi環境について

(2) ホームページ作成・更新作業の現状と課題について

(3) タブレット端末補償制度の保険会社リプレイス検討について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

(1) 小・中学校のWi-Fi環境について

質問①

小中学校のWi-Fi環境の状況について把握されているのか。次の対策

があるかなど教えてください。

答弁①

リニューアル後のW i - F i 環境については、現在トラフィックデータを集積し、分析に入っているところです。現在のところ大きな問題はないものと認識をしておりますが、使用感にストレスがある場合は、アクセスポイントや使用するハードの老朽化のほかに、そのときの使用状況に遠因がある可能性もあります。

いずれにしても、W i - F i 環境は子供たちが学習する上で重要な要素と考えております。ネットワークの維持については、リニューアルで終わりということではなく、不断に対応していかななくてはならないと考えておりますので、学校からの要望を伺いながら必要な対応を行ってまいります。

(2) ホームページの作成・更新作業の現状と課題について

質問①

現在の各小中学校のホームページ作成作業の現状と課題について教えてください。

答弁①

市内小中学校のホームページは各校それぞれ手作業で行っており、担当者が苦勞されているということは、教育委員会としても課題として認識をしております。

こうしたホームページ更新の負担を軽減するため、教育委員会では以前、コンテンツマネジメントシステムを導入して、共通のテンプレートによるホームページ管理を検討したことがありました。しかしながら、多額の予算が必要ということでしたので、市のホームページの中に小・中学校のページをつくるという検討も行いました。各学校に打診をいたしましたが、画一的であり、学校の特色が出ないという指摘が各校からありましたので、導入を断念し、現在に至っております。

ホームページをめぐる技術は年々進歩しておりますので、学校の要望を伺いながら、最適なシステムの導入について調査研究をしてまいります。

(3) タブレット端末補償制度の保険会社リプレイス検討について

質問①

同様の補償内容で保険料が下がる他社の保険があれば検討しますでしょうか。

答弁①

市内小・中学校における端末の補償制度については、令和3年度より小・中学校の校長会にて契約をしており、現在1人当たり年間1,000円の保険料でございます。

現在と同額でより良い補償内容の保険や、現在と同様の補償条件のより安価な保険を御提案いただく保険会社があった場合には、契約更新をする際の検討資料として、小・中学校校長会には情報提供いたします。

質問②

私がいろいろ調べて調整をしたところ、ある保険会社で同じ補償内容、同一のスキームで、保険料が年900円でできる可能性があることがわかりました。現在保険会社と市担当課において鋭意調整中のところかと思いますが、正式に実施可能となった場合、タブレット端末補償制度の保険を保護者に告知する際に、こちらの保険内容も告知すべきと考えていますが、御感触を教えてください。

また、現保険会社とのリプレイスのメリットも大と考えており、併せて御感触を教えてください。

答弁②

他社の保険会社の補償内容について、保護者に告知したほうがよいのではないかという御意見があったことは、朝霞市小・中学校校長会に対して情報提供いたします。

また、保険会社のリプレイスにつきましても、各家庭にとってより良い内容か丁寧に検討するよう、朝霞市小・中学校校長会に働きかけてまいります。

質問者： 田原 亮議員（あさか未来）

質 問：郷土愛醸成と青少年健全育成について

（１）朝霞市民まつり彩夏祭の今後

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

コロナを乗り越えて、ここからまた広げていければというふうなところで、逆の結果になってしまった、第五中学校が不参加になっていしまいましたが、その理由がわかれば教えてください。

答弁①

朝霞第五中学校が参加をしなかった理由についてですが、彩夏祭の鳴子踊りの募集はさせていただいたのですが、今年度は人数が集まらなかったという形になっております。

質問②

利用促進の取組については聞かせてください。

答弁②

学校への利用促進ということですが、まず４月の校長会議において、地域づくり支援課から全ての小・中学校長へ鳴子踊りへの参加を呼びかけ、参加方法や補助金の申請の具体的な説明も行っております。教育委員会といたしましても、校長会議等を通して、各学校の実情に応じた形で参加を検討していくよう働きかけをしております。また、各学校においては、保護者向け文書、学校ホームページを通して参加促進を行っているところもございます。

質問③

校長会での説明というのがネックかなというふうに思っているのです。

パッケージ化して呼びかけるとか、具体的なイメージができるような形で広げていただければなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

答弁③

これまで、地域と共に鳴子踊りを盛り上げてきた好事例については、各学校にも情報提供してまいりたいと思っています。また、各学校が鳴子踊りの紹介の仕方を工夫したり、参加児童の主体性を育むような声かけというのも行ったりできるように支援してまいりたいと思っています。

質問者： 西 明 議員（あさか未来）

質 問：公共施設改修・修繕について

（１）公民館や市民センターの改修・修繕の優先順位の考え方

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

公民館の改修・修繕が必要なときにどのような手順を経ているのかお伺いしたいと思います。

答弁①

軽微な改修・修繕の場合は、各公民館の予算の範囲内で対応しております。また、改修の規模が大きい場合や緊急的な対応を要する修繕で予算の範囲を超えるものに関しましては、当初予算あるいは補正予算に計上し対応しております。

質問②

修繕箇所について、複数の公民館から上がってくるとはと思いますが、一度に全ての修繕をすることはできないと思うのですが、優先順位の考え方、決め方をお伺いいたします。

答弁②

公民館につきましては、公共施設マネジメント計画と同様に、主に外壁や屋根、屋上、内部仕上げ等の劣化状況を評価した施設健全度と、代替が難しい施設重要度を勘案するほかで、空調設備の故障など、利用者の体調維持に関わるものなども含めて順位を決定しております。

質 問：教職員の働き方について

- （１）児童生徒への人権意識
- （２）教職員のウェルビーイング
- （３）小学校での教科担任制
- （４）学校運営協議会との連携

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（１）児童生徒への人権意識

質問①

教員が子どもの人権を侵害しないような取組を行っているのか、取組があれば

ばお伺いいたします。

答弁①

子どもの人権を侵害するような、言葉が強いですとか、語気が強過ぎると今おっしゃいました。行き過ぎた指導が行われないよう、校長会や人権教育主任研修会等で、子どもの人権についての啓発というのは行っております。また、各学校におきましても、校内研修等で子どもの人権に関する研修会を行ったり、また、倫理確立委員会で子どもの人権に関わる内容を取り上げたりということをしております。

質問②

子どもの人権に関する研修会、それは具体的にどのようなものなのか、また、その研修は現場でどのように生かされていると認識しているのかお伺いします。

答弁②

倫理確立委員会ですが、学期に2回から3回程度実施しております。人権教育の校内研修は、夏季休業日を中心に、各学校の実情に応じて行っております。具体的な内容といたしましては、県教育委員会作成の不祥事防止研修プログラムを活用し、実際の行き過ぎた指導の事例を挙げ、対応方法を他の教員と協議したり、日本ユニセフ協会が作成している子どもの権利条約に係るリーフレットについて取り上げたりするものがございます。

研修を通して人権に対する理解が深まることで教員の意識が変わり、これまでの自身の児童・生徒への関わり方を見直したり、子どもたち個々を尊重した指導が行われるようになっていたりしているものというふうに捉えております。

（２）教職員のウェルビーイング

質問①

朝霞市で働く教職員に対して、ウェルビーイングの考え方などの見解があればお伺いいたします。

答弁①

教職員のウェルビーイングという考え方では、同僚の教職員や地域の皆様と協働し、日々の教育活動に励む中で、児童・生徒の「できた」「分かった」という笑顔に接したときにこそ、ウェルビーイングが高まるというふうに考えております。また、その根幹には、身体的、精神的に無理なく仕事と向き合うことのできる働きやすい職場環境を構築するということも大切です。教職員一

人一人が教育をライフワークとし、誇りややりがいを持って児童・生徒に向き合うためにも、教育委員会といたしましては、教職員個々の資質能力の向上に取り組むとともに、働き方改革も進め、教職員が元気に働くことのできる魅力ある職場づくりというのは推進してまいりたいというふうに思っています。

質問②

職場づくりなどで取り組みされているもので具体的なものがあればお伺いしたいと思います。

答弁②

教職員の授業力向上のため、年に一度、市内全校を訪問し、全ての教員の授業を参観した上で、それぞれの授業について専門的な見地から指導を行っております。また、初任者研修をはじめ、年次研修や本市独自でミドルリーダーの育成を主眼に置いた教育研究奨励費受給者研修会というものを開催し、授業で勝負ができる教員の育成に努めております。

また、併せて、8時の最終施錠により、教職員のワークライフバランスを図るとともに、各校においてはノー会議デーの設定や定時退勤ウィークを設定する等、働きやすい職場環境づくりも推進しております。

(3) 小学校での教科担任制

質問①

市内の小学校での教科担任制導入の現状をお伺いいたします。

答弁①

市内小学校で教科担任制を導入している学校は8校あり、多くの学校が高学年で導入しております。また、担当教科につきましては、各学年の児童の実態や教員の専門性等を考慮しながら弾力的に決めております。

質問②

小学校での教科担任制の導入、実際に教員の負担軽減の面で効果は出ているのかどうか、どのような認識かお伺いします。

答弁②

教科担任制を導入することで、複数の教員で児童・生徒を見守る体制ができたり、教員1人当たりの担当の教科数が減ったり、教材研究をより深く行ったりするよさというのがあります。そのため、教師の指導力向上につながる教育

効果の高いものであり、さらに、時間に余裕が生まれる等、教員の負担軽減にもつながっているものと捉えております。

質問③

全小学校、全学年での教科担任制を実施することについてはどのようにお考えかお伺いします。

答弁③

朝霞市内には小学校が10校ありますが、学校ごとに学級数が異なっています。1人当たりの担当教科の数が変わったり、時間割が複雑になったりするために、教科担任制というのを一律に導入するという事は難しい面があると思います。また、導入する学年につきましては、例えば、小学校1年生の児童には、学習面のほか生活面での指導割合が多くなることから、一緒にいる時間の長い特定の担任のほうが、安心ができるというような良さもあるため、各学校が児童の発達段階に合わせながら判断するものというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、引き続き学校ごとの実情に応じた適切な導入がなされるよう支援してまいります。

（４）学校運営協議会との連携

質問①

良い方法で協議会運営できている事例があれば御紹介いただきたいと思います。

答弁①

朝霞市においては、令和元年度から学校運営協議会の設置を進め、今年度4月をもって全15校全てに設置を完了しました。これまでの活動事例といたしまして、好事例ですかね。朝霞第三小学校では、学校運営協議会に教職員が参加し、地域と共にある学校を目指して、「学校が地域にできること、地域が学校にできること」をテーマに熟議を行いました。これを受け、書き初め作品の貼り出しを学校運営協議会並びに地域の町内会の皆様に御協力をいただきました。教職員からは、地域の方を知りボランティアの方とのつながりを持つことができる、担任の負担軽減にもなった、今後の学校活動に対する様々な依頼をお願いしやすい関係を構築できるなど、意見や感想がありました。

また、第五小学校では、6学年の総合的な学習の時間において、学校運営

協議会の委員の方がコーディネーターとなって、地域の方々をゲストティーチャーとして迎え、「12歳のハローワーク」と題し、キャリア学習を行いました。

質問②

学校と協議会委員が意見を出しやすくするために工夫されていることですか、学校間で共有していることなどがあれば伺います。

答弁②

工夫の一例ですが、協議会の会長から提案があって、学校運営協議会の委員が教職員の中に入って活動を共にする、一緒に時間を過ごすということですね。委員と教職員の信頼関係を構築するということを目途に、卒業式の準備を一緒に行ったという事例があります。学校運営協議会においては、学校がそれぞれの地域性や特性を生かし、地域住民と連携協力していくことが大切です。また、学校運営協議会の独立性を担保したいということから、教育委員会で教育内容や活動方法など画一的に指示をするということは考えておりませんが、情報提供や研修会の開催など、今後につきましても学校運営協議会の活動を積極的に支援してまいります。

なお、各運営協議会での特色ある活動事例につきましては、校長会議や校長研究協議会、また、委員を対象とした研修会など様々な場を通じて情報交換をし、共有しております。

質問：中学生の夏休み期間中の部活動について

(1) 部活のための通学時の酷暑対策

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

夏休み中に部活動がある場合の通学時の生徒の移動手段の現状について伺います。

答弁①

中学生が部活動等で学校へ通学する場合、夏休み中においても移動手段は通常の授業日と同様であり、朝霞第五中学校の生徒で自転車通学が認められている生徒は除き、原則徒歩で通学しております。

なお、練習試合等で学校を離れて活動する場合においては、学校長の判断

の下、自転車による移動を認めているものというふうに捉えております。

質問②

原則徒歩ということでしたが、夏休み中に部活動の通学時だけでも自転車通学できないかお伺いしたいと思います。

答弁②

夏休み中だけでもというところを今おっしゃっていただいたのですが、基本的に部活動の登下校は、一番は安全面の確保というところで原則徒歩通学という形になっております。生徒の居住地が学校から離れているという場合においては、登下校の自転車通学ということ認めてはおりませんが、個別の状況についても学校長の判断という形になっております。昨今の猛暑ですとか大雨等の状況を踏まえ、市内循環バスなどの公共交通機関の利用については柔軟に対応できるように、校長会議等で周知してまいります。

質問③

通学以外も含めて、夏休み中、夏休み前後の猛暑の中での部活動に対しての対策など、実施しているものがあればお伺いいたします。

答弁③

夏季休業中の部活動につきましても、生徒の安全確保が最優先されるべきだというふうに考えております。夏は特に熱中症へのリスクが高まることから、活動については国や県の通知を踏まえ、実施または中止等の判断も含め、適切に対応するよう各学校に繰り返し指示をしているところです。例えば、比較的涼しい午前中に部活動を実施したり、小まめな休憩、水分補給をさせたり等しております。また、活動場所近くの教室をエアコンで冷やしておいて、休憩時にすぐに利用できるように準備しておいたり、活動後に十分に休ませたりして下校する等の対策も行われております。

質問者： 小池 貴訓議員（自由民主党）

質 問：子供たちの明るい未来のために

（１）未成年者の自殺対策について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

朝霞市において、こういった相談内容、こういった様々な事業を行っている

のか、その具体的な事例をお伺いいたします。

答弁①

学校における小・中学生の自殺予防対策といたしましては、年に一回、子供たちに対して、心と体のアンケートということでアンケートを行っていますけれども、この中の質問項目に1つ、生きていても仕方がないと思うという項目が含まれています。これは既に10年以上やっていますけれども、この項目にチェックをした子供、「そう思う」とか「時々そう思う」とかという子供を、名前記名制ですので全員ピックアップして、全て個別面談を行い、保護者までお知らせしています。その後、ずっと経過も見ておりますし、教育委員会のほうにも、全てそういった状況については報告が上がってまいります。これ以外にも、様々な面で、子供たちの悩みについては聞く体制は整っています。

質問②

朝霞市では具体的にどのようなタブレット端末の活用を行っておりますでしょうか、お伺いいたします。

答弁②

本市において1人1台端末を活用した、子供が相談できるシステムの構築やアプリの活用ということについては現在のところはありませんが、毎日の出席を確認したり、特別の教科道徳の時間に心の様子を表すためにタブレット端末を活用したりするということはありません。また、各学校では相談先の一覧を周知したり、二者面談等を行う教育相談週間を適切に設定し、対面で児童・生徒から話を聞くという機会を設けたりしております。

質 問：朝霞市の新たな賑わい創出

(1) シンボルロードを活用した音楽祭の可能性

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

新たな秋のイベントとして機運が盛り上がった場合、朝霞市として予算も含めた面で後押しをするというお考えはおありでしょうか、お伺いします。

答弁①

秋から冬にかけての文化事業といたしましては、市民会館や中央公民館など

を会場に、文化協会に所属する団体による文化祭などの音楽発表のイベントを実施しているほか、芸術作品の展示発表など、毎週様々な事業が行われております。

シンボルロードでの音楽祭の開催につきましては、まちのにぎわい創出の一助になるものと考えておりますが、担当部署での人員確保や予算面での課題もございますので、今後、先進市の取組状況を調べてまいりたいと考えております。

質問者： 駒牧 容子議員（公明党）

質 問：放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所を確保するために

（１）放課後子ども教室の実施について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

放課後子ども教室の進捗状況についてお伺いいたします。

答弁①

関係部署で構成する市内対策連絡会を立ち上げ、候補となる学校を選定いたしました。その後、関係部署との調整や小学校と話し合いを行い、余裕教室等が確保できる見込みとなった第六小学校、第八小学校と実施に向けて調整を進めております。あわせて、近隣市の放課後子ども教室を視察し、運営方法について検討を行っている状況でございます。

質問②

新年度から実施を予定している第六小学校、第八小学校については、どのように優先順位の選定をしたのかお伺いいたします。

答弁②

関係部署で構成する市内対策連絡会において、令和７年度の放課後児童クラブの申請者の見込数などを参考に、候補となる学校を選定した上で、空き教室の見込みや民間学童保育の状況等について、関係部署との調整を経て、第六小学校及び第八小学校といたしました。

質問③

第二小学校では来年度も１年生と２年生で１０２．４６％と待機児童が発生

する状況で、全学年の待機を見ても147.54%と非常に多い状況の中、今回、第二小学校が対象になっていないことについてお伺いいたします。

答弁③

候補校の一つとして検討いたしましたが、会場となる余裕教室等の確保について学校と調整が整わなかったことや、財政面等を考慮し、初年度は2校から実施することといたしました。

質問④

令和8年度以降は何校ずつ進めていこうと考えているのかお伺いいたします。

答弁④

今後も、保護者のニーズや小学校の余裕教室の状況を考慮した上で、放課後子ども教室を広げてまいりたいと考えておりますが、本市は学校当たりの児童数が多いことや財政的な課題もありますので、関係部署と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

質問⑤

保護者への説明会、開催はできているのかお伺いいたします。

答弁⑤

附属機関等への意見聴取でございますが、社会教育委員会議には11月に志木市の放課後子ども教室を視察した際、現地で意見交換を行い、放課後子ども教室実行委員会には令和7年2月に御意見を伺う予定でございます。

なお、保護者への説明会は来年2月中旬を予定しております。

質問⑥

放課後子ども教室の優先度を上げてほしいと思いますが、朝霞市の見解をお伺いいたします。

答弁⑥

新たな放課後子ども教室を開設する際には、議員御指摘の民間の放課後児童クラブの状況や保護者のニーズ等を考慮するとともに、関係部署と情報を共有しながら優先順位を決めてまいりたいと考えております。

質問者： 飯倉 一樹議員（あさか未来）

質 問：小児吃音について

（１）朝霞市での現状、これからの取組

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

朝霞市内において、吃音の状態にある児童や生徒さんがいらっしゃる場合、どのような対応を取られているのでしょうか。現状についてお伺いします。

答弁①

学校に吃音や構音障害の児童がいる場合には、保護者や子供と相談をしながら、担任を通じて、朝霞第四小学校及び第五小学校の難聴言語障害、通級指導教室を案内しております。通級指導教室におきましては、該当児童が吃音や構音障害への理解を深めたり、症状があっても楽に話せる方法を学んで練習をしたりすることにより、児童の不安や心配をやわらげ、学校で生活ができる支援をしております。

また、通級指導担当者は吃音や構音障害の児童が通常学級においても学習や生活がしやすくなるように、通常学級の担任と密に連携をして、クラスの児童の障害への理解を深めたり、学習環境を整えたりしております。

質問②

吃音の児童生徒さんがいらっしゃる学校で、ケアする側の教職員と、児童生徒さん、身近にそういう吃音の子がいない方についても啓発活動とか考えがあればお伺いします。

答弁②

吃音に該当する児童生徒の在籍の有無にかかわらず、年度当初に全ての学校へ通級指導教室の案内を通知しており、その中に吃音に関する内容が記載されております。また、各学校において、吃音等の症状が見られる場合には、保護者とも連携して支援の在り方や就学相談への申込み等についても検討を進めております。

質問③

リーフレットの配布であったり、動画等で研修会も開催したほうが、より多層的な支援もできるのではないかという話もありますが、それについてどのよ

うな見解をお持ちでしょうか。

答弁③

通常の学級において、吃音で悩んでいる児童生徒が自信を持って学校生活を送れるようにすることは大変重要なことだと捉えております。

本市におきましても、難聴言語障害通級指導教室の担当教員が同様のリーフレットを作成しており、必要に応じて通常の学級の担任や保護者等にも提供しております。

議員がおっしゃるとおり、特別支援教育コーディネーター研修会においても、吃音に関する内容を取扱い、教員の吃音に対する理解を促進してまいります。

質問者： 宮林 智美議員（公明党）

質 問：子ども子育て支援

（１）不登校対策について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

今年度、小学校のさわやか相談室設置に向けての状況を伺います。

答弁①

現在市内の小学校では、スクールカウンセラーが月に１回相談に応じたり、保健室や別室への登校の機会を設けたりすることで、教室に入れない児童に対しての支援や居場所づくりを行っているところでございます。

議員御指摘のとおり、小学校にさわやか相談室を設置するということは、不登校の状態にある児童にとって大変効果的であると認識しています。市としてもこの設置については、引き続き調査研究を進めてまいりたいというふうに思っています。

質問②

朝霞市において、小中学校の不登校の今の状況を伺います。

答弁②

令和５年度の不登校の児童生徒数ですが、小学校１７６人、中学校２６５人、合計で４４１人となっております。

質問③

それでは、中学校に設置しているさわやか相談室の小中学生やまた保護者の皆さんの利用状況を伺います。

答弁③

令和5年度の市内のさわやか相談室へ来室した延べ人数ですが、小学生11名、中学生8,070名、小学生、中学生の保護者が720名でございます。

質問④

国も設置の支援を始めている、登校しても教室に行きづらい子供たちのための学校内の居場所となるスペシャルサポートルームの設置について、市はどのように考えておられるか伺います。

答弁④

議員御指摘の不登校の数については、本当に憂慮すべき状況であると考えております。その中で、学校には登校できるけれども、教室に入ることができないという児童にとって、別室登校ができる居場所が学校にあることは非常に有用であるというふうに捉えております。

したがいまして、朝霞市におきましても、令和7年度よりスペシャルサポートルームを設置できるように今、準備を進めているところでございます。

まず、市内小学校1校に設置し、運用状況や効果を検証し、さらに設置を拡大できるように検討を進めてまいりたいと考えております。

質問⑤

具体的にはどこの小学校になりますでしょうか。

答弁⑤

朝霞第六小学校に設置する予定となっております。

質問⑥

朝霞市としては相談員を常置して、児童も保護者も相談できるようなさわやか相談室の設置としては考えてはおられないのでしょうか。

答弁⑥

スペシャルサポートルームの在り方なのですが、各自治体によって異なるようですが、本市で設置するスペシャルサポートルームというのは、別室登校する児童への学習支援、そして居場所づくり、相談員による教育相談等の機能も

備えた場所とするべく、今、事業内容を検討しているところとなっております。

質問者： 遠藤 光博議員（公明党）

質 問：インクルーシブ教育の推進

（１）特別支援学級の児童と教員への支援

（２）福祉と教育の連携と協力の推進

答 弁：

（１）について、本市における特別支援学級児童生徒数の推移につきましては、各年度５月１日現在、小学校、令和４年度１０９人、令和５年度１１８人、令和６年度１２８人、中学校、令和４年度４１人、令和５年度４９人、令和６年度５６人となっております。

本市の特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にありますが、特別支援学級の１学級当たりの定数は８名であり、児童生徒数が増加すれば、定数基準に基づき学級数、教員数が増加します。また、個に応じた指導や支援を一層充実させていくために、児童生徒の実態に応じて適切に補助員を配置したり、学習環境を整備してまいります。

（２）については、朝霞市では、児童生徒の自立や社会参加の実現に向けた支援という視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を克服する力を高めていくために、多様な学びの場を提供することを重視し、就学に関する相談や就学支援委員会での協議を行っております。就学支援委員会のメンバーは、市内で特別支援教育に関わる教員のほかに、小児精神科の医師、特別支援教育を専門に研究する大学教授、障害福祉課及び健康づくり課の職員、心理士資格を持つ朝霞市子ども相談室の相談員等、専門性の高い委員により構成されています。こうした学校関係者以外の外部のメンバーの意見も取り入れ、子供や保護者の意向を踏まえ、合意形成を図りながら、子供にとって最適の学びの場について検討を行っております。

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

教育委員会として、特別支援学級の担任になる方の専門的スキルというのはどのようにしているのかお伺いいたします。

答弁①

朝霞市では、特別支援学級の授業研究会や研究協議、あさか教師塾としての特別支援教育コーディネーター研修を毎年実施するなど、特別支援学級を担当する教員として必要な資質の向上を図っています。

また、特別支援学級の新担当者につきましては、県が主催する特別支援学級新担当者研修に1年間参加し、専門的な指導や支援の方法について学んでいます。その他にも、県立特別支援学校が開催する研修会等への参加も推進しており、こうした研修等を通じて発達障害や特別支援教育について学んでいる教員が特別支援学級の担当をしております。

質問②

教育的な観点ではなく、福祉的な観点からの研修も必要だと思うのですが、その点はどのように行っているのでしょうか。

答弁②

朝霞市では、市内各校の教員に向けて、朝霞地区4市の社会福祉協議会が主催する朝霞地区4市福祉教育研修への参加を促しております。また、埼玉県発達障害総合支援センター主催で毎年実施される幼保から小学校へつなぐ特別支援教育研修の地域連携講座では、福祉の視点等を踏まえた障害児支援に関する内容について取り上げられており、市内各小学校への参加の呼びかけも行っております。

質問③

学校現場の先生方が大変余裕がないというようなお声も聞いております。特別支援学級の補助員についてお聞きしたいのですが、配置は県ではなく市がやっているのかと思うのですが、実際、足りていないという声もあるのですが、その点はいかがでしょう。

答弁③

特別支援学級補助員につきましては、配置をしていない自治体もある中で、朝霞市では独自に配置をしているものでございます。

毎年、年度当初に各校の特別支援学級の児童生徒数や子供の実態を踏まえ、学びの充実とよりよい支援の充実に向けて配置し、年度の途中においても状況に応じて配置替え等を行っております。

質問④

福祉関係との情報共有というのはできているのかお聞きします。

答弁④

放課後デイサービス等の児童発達支援事業所に関わっている児童生徒につきましては、保護者や関係事業者からの申出により、学校における当該児童生徒の様子を観察しており、支援やその対応方法について情報の共有等を行っております。また、教育委員会といたしましては、障害福祉課、健康づくり課をはじめとする庁内関係各課や学校とも連携し、情報を共有しながら、子供たちの学びや学校生活の充実を図っております。

質問⑤

障害による学習上、または生活上の困難を克服していったり、自立を図るために必要な知識とか技術を身につけたときに、選択肢として特別支援学級から普通学級に転学することは可能なのか。

答弁⑤

朝霞市では、個々の子供の力を最大限に伸ばすために、多様な学習環境を整えており、特別支援学級の児童生徒の実態に応じて、交流及び共同学習に参加し、通常の学級で学ぶ機会というのを持っております。そうした中で、児童生徒の実態や本人及び保護者の意向、就学支援委員会における専門家の意見等を踏まえて、その子にとって最適な学びの場であると判断する場合には、特別支援学級から通常の学級に教育形態を変更するケースもございます。なお、その際におきましても、引き続き支援が必要と判断される場合には、通常学級における支援員を配置するなどして子供の学びの充実を図っております。

質問者： 増田 ともみ議員（進政会）

質問：「健康づくりとまちづくり」への取組について

（１）病気を未然に防ぐため（予防医学）の取組について

- ①学校での健康教育 タブレットを活用した健康教育について
- ②運動と健康 誰でも参加できるスポーツ大会
- ③心と健康・居場所作りについて

答 弁：

①学校での健康教育については、小学校では主として体育科の保健領域、中学校では保健体育科の保健分野で実施し、各学校の児童生徒の実態や教育効

果を踏まえ、タブレット端末を活用しております。また、保健委員会の活動の一環として、児童生徒がタブレット端末を活用し、全校集会等で健康についての啓発、注意喚起を行っております。朝霞市教育委員会といたしましては、取組の好事例を周知したり、主任研修会や学校訪問等で指導、助言をしたりしながら、タブレット端末を効果的に活用することにより健康教育が促進されるよう、引き続き各学校を支援してまいります。

②市民参加型のスポーツ大会につきましては、毎年スポーツの日の前日に市民スポーツ大会を開催しております。この大会は、市民の皆さんに広くスポーツを普及し、地域の親睦と健康増進を図るスポーツの祭典として開催しております。なお、プログラムは、自治会や町内会の皆さんを対象とした地区対抗種目と一般参加が可能な自由種目のほか、近年は見るスポーツの観点から、実業団選手による3,000メートル走などのエキシビションを実施しております。

③について教育委員会といたしましては、まずは、教職員が起立性調節障害の理解を深めていく必要があると考えており、7月の校長会議で疾患についての周知をし、該当児童生徒へ配慮するよう指示をしております。現在、市内の小中学校には起立性調節障害の診断を受けている児童生徒がいるため、学校だけでなく、保護者への周知についても検討し、進めてまいります。

(1) 病気を未然に防ぐため（予防医学）の取組について

①学校での健康教育 タブレットを活用した健康教育について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

中学校ではプログラミングの授業があるかと思うのですが、プログラミングを使った健康や食事のゲームの作成など、夏休みの宿題などで取り組まれる子供もいますけれども、プログラミングを使った取組を促進するような教育委員会としてのアクションについてのお考えをお伺いいたします。

答弁①

プログラミング教育につきましては、プログラミング的思考を身につけるために行われるべきものであり、プログラミングそのものが目的となつてはならないというふうに捉えております。児童生徒のプログラミング的思考や情報活用能力の育成を目指して、市内小中学校情報教育主任研修会では、プログラミ

ング教育についての研究授業も行っております。よい実践につきましては、各学校に広め、今後の授業に生かしていけるよう指導してまいります。

②運動と健康 誰でも参加できるスポーツ大会

質問①

市民スポーツ大会の参加者数の推移について教えてください。

答弁①

コロナ禍前の平成30年度は約8,900人の方に参加いただいておりますが、コロナ禍明けの令和4年度は約3,000人、令和5年度は約5,000人、令和6年度は約5,500人の参加となっております。

質問②

町内会での参加人数も減少傾向にありまして、規模が小さくなってきている中、開催についてどのようにお考えか教えてください。

答弁②

誰もが気軽に参加できるイベントとして、地区対抗参加型のプログラムを継続しつつ、自治会・町内会の皆さんはもとより、多くの一般参加者を迎えられよう、プログラムの改善を含めた検討に取り組んでまいりたいと考えております。

質問③

誰でも参加できるというコンセプトだと思いますけれども、プログラムや会場において工夫や配慮されている点、それから、今年度開催を受けて、来年への課題や考察されている点をお伺いします。

答弁③

どなたでも参加できる一般種目として、パンつかみ取り競走やスポーツ〇×クイズを用意したほか、見るスポーツとして、実業団選手によるエキシビションを実施いたしました。今後の課題でございますが、障害者の方の観覧スペースの確保など、より多くの方に参加いただけるための周知にも取り組んでまいりたいと考えております。

質問④

あとは、市民スポーツ大会以外に行われているスポーツ大会がありましたら教えてください。

答弁④

ユニバーサルスポーツとして親しまれているボッチャを題材としたスポーツ教室や、パラスポーツとしても実施されておりますビームライフル射撃の体験会を開催しております。これらの大会にはリピーターも多く、大変好評であるため、今後も継続して開催したいと考えております。

③心と健康 居場所作りについて

質問①

不登校の原因として、朝起きられないという具体的文言が得られています。朝起きられない理由が起立性調節障害のみとは思いませんけれども、起立性調節障害の子供たちは少なからず存在します。認知や理解、対応が進むことで明確に行える不登校対策の一つともなり得ると考えています。

市としてもホームページに1ページ作成いただくとか、リーフレットでの周知を進めていただきたいと考えていますが、お考えを伺います。

答弁①

教育委員会といたしましては、起立性調節障害の診断を受けていない児童生徒においても一人一人に寄り添って対応していくために、学校や保護者が起立性調節障害についての正しい理解を得ていく必要があると考えております。リーフレットは、学校や保護者が起立性調節障害について正しく理解し、対応の方法を知ったり、見通しを持ったりすることにつながるものと捉えております。今後、先進事例や他市の取組などについて調査研究するとともに、関係機関や他課とも連携して検討してまいります。

質問②

朝登校できなくても途中から学校に来ることができたときに、教室に入りにくい生徒のためのワンクッションとなる場が十分ではないと考えています。

保健室のみというのはその場しのぎの感もありますし、対応として十分ではないと感じます。また、さわやか相談室の存在はとても意味があると考えていますが、予約を勧めていることや、この場の在り方をそのような生徒の居場所として捉えていいのかは疑問です。今後の対応について教育委員会の見解を伺います。

答弁②

教育委員会といたしましては、途中から登校できた児童生徒に対して、状況に応じて一時的に教室以外の居場所を用意する必要性を強く感じております。引き続き、児童生徒個々の困り感に寄り添いながら、保健室、さわやか相談室、空き教室等で対応するよう校長会議等で周知をしてまいります。

また、令和7年度より設置予定で準備を進めている朝霞第六小学校のスペシャルサポートルームにつきましても、有効に活用してまいります。

質問者： 外山 麻貴議員（つばさの党）

質 問：放課後児童クラブの状況について

（１）来年度の申請状況について

（２）「小１の壁」待機児童対策、民間児童との連携について

（３）児童館との連携・ランドセル来館について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

子ども教室というのは、児童自らカードをかざして、それが保護者に自動的に連絡が行くということなので、職員側に出欠確認の責任ということはないということなのでしょうか。児童館のように、その日来るか来ないか分からないし、来てもいいし来なくてもいい、子供の自発性に任されているという理解で合っているのでしょうか。

答弁①

児童の登室が確認できない場合、その際には、利用するということですね。その際には、保護者に連絡した上で、校内での所在を確認したいと考えております。

質問②

登室が確認できない場合は保護者に連絡とおっしゃったのですけれども、事前に児童がその日来るか来ないか把握しているということでしょうか。最初に利用登録をしてカードを発行してもらうのでしょうか。その日来るか来ないかというのを学童のように事前に把握しているのでしょうか。予約か何かをしなければいけないという前提なののでしょうか。

答弁②

放課後子ども教室につきましては、事前に登録をしていただきまして、実際

に利用する際には、教室の広さ、あるいは支援員の人数等も限りがございますので、予約をしていただいた上で利用していただくような方法を現在検討しております。

質問③

必ず予約をしないと来られないシステムになるという理解でよろしいでしょうか。

答弁③

私どもも、お子さんに広く利用していただきたいという考えは持っていますが、人員の人数、また、他市に確認しますと、やはり最初はかなりのお子さんが殺到されますので、そういった混乱を少し避けるという意味合いもありまして、今回は予約という形を取り入れたいと考えております。

質問④

学童では、障害をお持ちのお子さんや配慮を必要とするお子さんの対応に人員の加配ということをして、ときには1対1対応をしていますけれども、子ども教室ではそういった対応はできるのでしょうか、お伺いします。

答弁④

お子さんの障害の種類、あるいは程度によりまして、支援員の加配を現在考えております。

質問⑤

子ども教室のほうも障害をお持ちのお子さんも利用できるという理解でよろしいですか。

答弁⑤

私どももそのように考えております。

質問⑥

なぜ第六小学校と第八小学校の2校からスタートとしたのかお伺いします。

答弁⑥

関係部署で構成する市内対策連絡会におきまして、令和7年度の放課後児童クラブの申請者の見込み数、そのようなことを考慮しまして、候補となる学校を選定した上で、空き教室の見込みや民間学童保育の状況等を関係部署と調整しまして、第六小学校、第八小学校といたしました。

質問⑦

予算がついていると思うのですが、その算出、人件費と使用料ですが、その根拠を教えてください。

答弁⑦

放課後子ども教室に係る債務負担行為の主な内容ですが、委託料では、教室の実施日を年間235日とし、総括責任者、コーディネーター及び活動支援員などスタッフの人件費として、また、使用料には、入退室管理システム経費を積算しております。

1校当たりで申し上げますと、委託料は1,803万7,000円、使用料及び賃借料では、システム使用料として26万4,000円を計上しております。

質問⑧

人件費1,800万円ということですが、児童数何人当たり何人の配置というのを考えていらっしゃるのでしょうか。また、全児童対策、登録は全員しようと思えばできると思うのですけれども、来たら全員受け入れるのでしょうか。1日当たりの定員とか、そういうものは想定されているのでしょうか、お伺いします。

答弁⑧

支援員の配置基準につきましては、現在子供10人に1人ということで考えております。また、登録につきましては、全児童を対象に登録、特に制限を設けずにお申し込みいただけるような形を考えております。

質問⑨

登録は全員できるけれども、1日当たりの定員はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

答弁⑨

1日当たりの定員につきましては、現在100名程度を予定しております。

質問⑩

100名を超えた場合はどうするのですか。

答弁⑩

100名を超えた場合につきましては、基本的には、現時点では受け入れたいと考えております。親御さんに連絡して、意向を確認した上で受入れをするというようなことを考えております。

質問⑪

先ほど予約ということもありましたけれども、100名を超えたら予約できないような感じになるのでしょうか。

答弁⑪

基本的にはそのようなことを考えておりますが、やはり、急に来るお子さんというのもあるかと思いますので、その場合については、先ほど申し上げたような対応をしたいと考えております。

質問⑫

先ほど子供10人に対して1人配置とお伺いしたのですけれども、それだと、1校当たり定員100人ということは、1校当たり10人ぐらい配置する予定なのでしょうか。最初から10人の職員を雇って配置するということなのでしょうか。

答弁⑫

基本的にはそのように考えておりますが、事業者へのヒアリング、また、近隣市に確認しますと夏休み以降はかなり利用者が落ち着いてくるということも考えておりますので、後半部分については少しパーセンテージを下げるような形で現在考えております。

質問⑬

子供10人に対して1人ですと、学童の配置基準というのは40人に対して2人なので倍の人員ということになります。学童というのは保育をするということで、一人一人の顔と名前を4月当初からなるべく一致させて、家庭環境を把握したり、兄弟構成、性格なども踏まえて保育をするという方針で、保育の質が問われると思うのですけれども、そのような学童保育より、子ども教室に2倍人員を厚くするという理由は何なののでしょうか。

答弁⑬

理由でございますが、今回実施を予定している第六小学校と第八小学校は余裕教室にかなり厳しい状況があります。その中で教室を確保する上で、我々としては連続した教室というのを想定しているのですが、なかなかそれも難しい、少し離れた教室の利用もあります。また、校庭とか体育館という利用も我々は候補としておりますので、実施場所が少しばらけてしまいますので、より手厚い支援員の配置というのが必要ではないかと考え、今回このような配置基準を考えております。

質問⑭

事業者はどのように選定されて、いつ頃決まる予定なのかお伺いします。

答弁⑭

事業者の選定につきましては、今回の補正予算の議決をいただきましたら、すぐに事業者の募集を開始しまして、2月上旬には事業者を決定したいと考えております。決定方法につきましては、プロポーザル方式を予定しております。

質問⑮

保護者への周知はどのように行うのでしょうか、お伺いします。

答弁⑮

保護者への周知ですが、12月下旬に配布を予定しております朝霞第六小学校と朝霞第八小学校の学校だよりで、まずは、放課後子ども教室の実施を周知したいと考えております。

質問⑯

学校だよりではそんなに詳しく説明できないと思うのですが、保護者向けの事業の詳細を伝える周知というのはいつ頃になるのでしょうか。

答弁⑯

保護者向けの説明会につきましては、2月中旬頃を予定しております。

質問⑰

重複の受付はしないということで、放課後子ども教室に行っていると学童クラブに重複申請を受け付けないと保育課から御答弁があったのですが、生涯学習部としての見解はどうでしょうか、お伺いします。

答弁⑰

放課後子ども教室の利用登録につきましては、基本的には全ての児童を対象としていますが、放課後児童クラブとのすみ分けを、現在予定しております。

質問⑱

2次選考が2月中旬締切りだったと思うのですが、締切りの前に説明会というのは設定していただけるのでしょうか。

答弁⑱

放課後子ども教室の保護者向けの説明会については、先ほど2月中旬と申し上げました。これについては、2月上旬にプロポーザルによりまして事業者を決定した上で、事業者と調整した上で保護者向けの説明会を開催したいということで申し上げました。今御指摘の点を踏まえまして、調整、検討してみたいと思います。

質問⑱

今までも、一旦家に帰って遊んでいる子と学童の子が校庭で入り混じるということが想定されていたわけですがけれども、これからは、それに子ども教室の子ということで、違う責任主体の子供が一緒になって遊ぶということが想定されるのですけれども、そのときに、特に子ども教室の方々は、どうやって学童の子、子ども教室の子、一旦家に帰って遊びに来た子というふうに見分けるのでしょうか、生涯学習部にお伺いします。

答弁⑱

子どもたちの見守りにつきましては、例えば、今お話がありました校庭で子ども教室の子、児童クラブの子が遊んでいた場合は、特に見分けるというより、支援員は、お子さんたちがけがをしたりしたときには、所属にかかわらずサポートするというのを私たちは考えております。ただ、今御指摘の点については、事業者からよりよい提案があったときには、幅広く検討してまいりたいと考えております。

質問⑳

余裕教室の活用が難しいということで、第六小学校、第八小学校では、空き教室を使って全児童対策の子ども教室が来年度から始まる予定ですがけれども、これまで学童が定員を増やすために、空き教室を貸してほしいと、PTAの方々なども長年要望したり、私とかも質問とかしてきたのですけれども、余裕教室がないということで不可能だというお返事をいただいていたのですけれども、どうして全児童対策だったらオーケーで、学童は使えなかったのかお伺いします。

答弁㉑

これまで居場所提供型の放課後子ども教室について検討してまいりましたが、このたび2校については、空き教室、余裕教室がある見込みとなりましたので、ここに設置することを決めました。

これまで空き教室がないと申し上げてきましたけれども、朝霞市は児童数の増加と、少人数学級の関係で、ほとんどの特別教室も普通教室に転換している状態です。私どもが言っている空き教室、余裕教室というのは、例えば普段、1年3組とか2年4組とかの教室で授業している教室については、これは空き教室ではなくて、放課後子供がいなくてもその教室は使っている教室です。子

供の私物も置いてありますし、今回、第八小学校については、1教室何とか空き教室ができる予定で、第六小学校については、増築した校舎と全体を合わせた結果、放課後子ども教室が設置できる教室が確保できるということで、今回この2校に先行として設置をするということでございます。

質問者： 石原 茂議員（進政会）

質 問：武道館改修工事について

（1）武道館改修工事中の進捗状況と今後について

答 弁：

本年1月から工事を開始しております武道館改修工事につきましては、シルバー人材センター事務所の解体工事、耐震改修工事、エレベーターの設置、屋上防水、外部塗装などを終え、現在、内装工事の仕上げを行っているところでございます。

今後、外構工事や太陽光パネルの設置などを行い、予定どおり来年3月に完了する見込みでございます。その後、シルバー人材センターの負担により、解体前と同じ場所に新事務所の建設を行う予定と伺っております。

質 問：部活動の地域移行の進捗状況について

（1）今後の部活動のあり方について

答 弁：

部活動は、学校教育の一環として現在位置づけられております。しかしながら、国や県は各自治体の実態に応じながら、休日から段階的に地域クラブへ移行していくよう求めています。

本市では、部活動の地域移行について、令和4年度から部活動の在り方検討会議を中心に協議をしております。現在は、今後の部活動の在り方について地域人材の活用や民間団体、朝霞市スポーツ協会等の連携を模索しながら、休日の活動の在り方を中心に検討をしております。

質 問：武道館改修工事について

(1) 武道館改修工事の進捗状況と今後について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

武道館の前にシルバー人材センターがありますが、新事務所の工事が行われると伺っております。

シルバー人材センターの新事務所の建設工事の、そのスケジュールはいかがでしょうか。伺いたいと思います。

答弁①

来年4月から工事に入り、令和7年度中に工事の完了と引越しを終える予定と伺っております。

質問②

武道館の改修工事が完了されますと、シルバー人材センターの建設工事に入るといこととありますが、武道館を利用する方の駐車場はシルバー人材センター建設工事の間、駐車場を含め武道館の利用はできるものでしょうか。伺いたいと思います。

答弁②

柔道場、剣道場など建物の本体や駐輪場の利用は可能です。駐車場につきましては、シルバー人材センターの事務所建設工事を行うため、武道館駐車場の使用が必要になることから、送迎や荷物の積卸しスペースを含め、数台分の確保は予定しておりますが、それ以上の確保は難しい状況でございます。

質問③

武道館の駐車場は、送迎や荷物の積卸しのスペースと数台分の駐車と答弁で伺いましたが、近隣の公共施設の駐車場の利用はできないものでしょうか。伺いたいと思います。

答弁③

武道館近隣の公共施設といたしましては保健センターがございしますが、確認しましたところ、年間を通して事業が多く、武道館の日常的な利用に対してお貸しすることは難しいとのことでした。多少離れてしまいましたが、総合体育館などを御案内したいと考えております。

質問④

それでは、武道館の利用者は、年間３万人の利用者があるそうでありますが、駐車場に関しての利用団体への周知はどのように周知、お知らせをいただけるもののでしょうか。伺いたいと思います。

答弁④

本議会で武道館使用料改定の議案が可決されましたら、年明けに利用団体に対し料金改定のお知らせを行う予定ですので、あわせまして、駐車場の件につきましても丁寧なお知らせを行いたいと思っております。

質 問：部活動の地域移行の進捗状況について

(１) 今後の部活動のあり方について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

朝霞市の部活動に関わる外部指導者の現状について伺いたいと思います。

答弁①

朝霞市の部活動に関わる外部指導者につきましては、市の地域人材活用支援事業を活用して配置をしております。地域人材活用の流れといたしましては、部活動の外部指導者として、校長の推薦を基に教育委員会にて承認という形で行っており、１回の指導につき２時間を上限として、２，０００円を謝金としてお支払いしております。

現在、５５名の地域の方が、外部指導者として部活動の指導補助業務に当たっていただいております。

質問②

スポーツ協会との連携関係につきまして伺いたいと思います。

答弁②

教育委員会では、部活動を地域に移行していくためには、現時点から地域の指導人材の発掘、育成をしていく必要があり、石原会長はじめ朝霞市スポーツ協会との連携は大変重要であると捉えています。その御協力に心より感謝申し上げます。

地域の受皿、指導者について把握するために、令和６年１月２７日の朝霞市スポーツ協会理事会に、担当指導主事が出席し、朝霞市部活動の現状をお伝え

するとともに、アンケートを依頼しました。朝霞市スポーツ協会内の4団体、11名の方が部活動補助が可能であるとの回答をいただきましたので、市内中学校へ情報提供いたしました。

今後も朝霞市スポーツ協会との連携を密に図りながら、部活動の地域移行、地域展開に向けて検討を進めてまいります。

質問者： 本田 麻希子議員（立憲民主党）

質 問：学校給食の問題

（１）物価高の影響

（２）充実した給食の実施に向けて

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（１）物価高の影響

質問①

学校給食の食材の価格が上がっているのかどうか、その価格の状況について伺います。

答弁①

学校給食で使用する食材も、物価高騰の影響を受けて、多くの食材が値上がりをしている状況です。令和5年度と比較をいたしますと、基本物資である米飯が、1食当たりおよそ17円値上がりして88.66円、牛乳がおよそ5円値上がりをして63.84円になっております。

令和5年度に学校給食費を改定し、1食当たりおよそ30円値上げをいたしました。米飯と牛乳だけでそのうちの22円を占めている状況です。

加えて副食の一例を申し上げますと、ロースハム1キロ当たり 2,862円から3,002円と140円の値上げ、アジの一夜干しの40グラムは1枚当たり43円から58円と15円の値上げ。芽ひじき1キログラムが6,955円から8,392円と1,437円の値上げと、濃い口しょうゆ10リットルが3,602円から3,893円と291円の値上げとなっております。おかずなどの副食に使用する食材費も逼迫しているという状況にあります。

質問②

給食費の状況と、あと1食当たりの単価というのはいくらになっているので

すか。

答弁②

令和５年度に小学生が月額４，７００円、中学生が５，３００円に改定をしました。

１食当たりの単価ですが、小学生が２８０円、中学生が３１５円となっております。今のところ１食単価に収めるということで、大変厳しい状況なのですが、工夫を重ねながら努力しているという現状です。

質問③

予算の執行状況はどうでしょうか。

答弁③

学校給食センター分の執行状況ですが、令和６年度９月末時点で、在籍人数割調定額に対する執行額の合計の差ですが、マイナス３７万４，６３８円となっており、想定より支出額が上回っているというような状況です。

（２）充実した給食の実施に向けて

質問①

小鉢のおかずは出せない状況なのか、どのようなやりくりをして給食を出しているのかというところを伺います。

答弁①

米飯などの主食や牛乳といった基本物資の金額が上昇しているため、おかずなどの副食で使用する食材をより安価なものにするということで工夫を図ってまいりました。

しかし、長引く物価高騰で想定を上回る支出となっているため、１０月から月平均で栄養価に大きな影響のないという範囲で、デザートやフルーツ、子供たちが楽しみにしているのですが、そのような小皿を１品減らすということで、１食の単価内で給食が提供できるように現在調整をしているというところです。

質問②

カロリーや栄養の摂取基準は満たしているということでよろしいのですか。

答弁②

給食で使用する食材に影響は出ているのですが、エネルギーやたんぱく質、カルシウムなどの充足率は、以前と比較して大きな変動がないように、苦慮し

ながら工夫をしているところです。

質問③

小鉢のおかずも含めて、子供たちが御飯が足りないと言っているので、出せるようにしてほしいのですけれども、それはどうしたらいいのですか。

答弁③

現在では非常に厳しいところでして、小鉢や小皿が毎日なくなっているわけではなく、1週間に今まで毎日ついていたのが、1週間に1回小皿のつく日がなくなるという形で、毎日なくなっているわけではないのです。

ただ、見た目のボリューム感として乏しくなっているというところは、子供たちが感じるころだと思います。

魚も鮭とか出せなくなりまして、安い鰯とか、今は高いのですけれども、鯖とか、食材の大きさは変わらず値段が下がるような、安価というと非常に安かろう悪かろうなので、そのようなことがない状況で何とか工夫をして苦慮している状況です。

質問者： 黒川 滋議員（立憲・歩みの会）

質 問：子どもの人権の保障

- (1) 2024年度第3回定例市議会の附帯決議の対応について
- (2) いじめ被害への対応
- (3) 各種相談員のあり方
- (4) 学校部活動の課題
- (5) 子どものルール変更への参加

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

- (1) 2024年度第3回定例市議会の附帯決議の対応について

質問①

教員逮捕に至っては、性加害事件発覚後、応急対応はどうだったか、お伺いいたします。

答弁①

まず、事故という言葉が最初からいつも出ていると思うのですけれども、それは国や県が言っている教員の中で言われている教職員事故という言葉で私たちは言っていることで、中身については大きな事件、逮捕事件だというふうに

思っていますので、それは私も何度もこの場では事件、教職員事件ということで話をさせてもらっていますので、その事件という言葉の意味で私たち、教育委員会も捉えているということは初めに申し上げたいと思います。

議員のおっしゃる言葉を借りて言えば、事件という言葉はあるのですが、事件発覚後の応急対応ということで話をさせてもらいます。

逮捕当日に当時の勤務校では、午後から臨時職員集会を開催して、校長から当該教員が逮捕されたこと、本日中に実名報道がされること、そして翌10月17日火曜日午前8時半から臨時全校朝礼で生徒に事実を説明すること、午後6時から臨時保護者会で保護者に説明すること、生徒の心のケアと教育活動の継続に重点を置いて対応すること、問合せの窓口は管理職に一本化するということを説明して、職員の協力を要請しました。

また、学校運営協議会、PTA会長と副会長に電話にて当該教諭が逮捕されたことを報告するとともに、今後の学校の対応について説明し、協力をお願いしたところです。

逮捕の翌日の10月17日火曜日は、教育委員会から登校時間に合わせて元教諭の現任校及び前任校に指導主事を派遣し、各校の教職員と共に登校時の安全な見守りを行うとともに教育相談員を派遣しました。両校では臨時の全校朝会を行い、当該教員が逮捕されたことを説明しました。

また、現任校では、帰りの会で全校生徒を対象に心の悩みのアンケートを実施しています。現任校では、17日火曜日、前任校では18日に、いずれも午後6時から臨時の保護者会を開催し、保護者を対象に説明を行いました。

翌19日の木曜日に現任校では、当該教員が顧問をしていた部活動の部員にアンケート調査を実施、その後アンケート調査を基に2年生部員には19日、1年生部員には20日に面接相談を行い寄り添う形で心のケアを行っています。

加えて、23日月曜日の放課後に、アンケート調査や面接相談を踏まえて1・2年生部員のミーティングを行いました。

さらに前任校に、10月17日から24日までの6日間、現任校には、17日から27日までの9日間、教育相談員を派遣して心のケアに努めています。

また、10月19日には、全校生徒を対象に心と生活のアンケートというの

人情報入った報告書での記載ということでは残ってはいないという形になります。

質問⑦

相談事例というのが、この報告書の6ページから8ページまで、5件載っていますけれども、これはそれぞれ発生時期はいつですか。

答弁⑦

それについては、5件中4件は詳細についての話はできません。生徒や保護者からの相談となっておりますので、年度等を申し上げますと保護者の特定等につながってしまいますので、お答えは控えたいと思いますが、コロナ禍に合宿を実施したという件につきましては、令和3年度の事案でございます。

質問⑧

この報告書では、部活動の方針の改正が提起され、その後、各校が守られているというか、昨年度、今年度はかなり厳格にこのとおり従っていたのですけれども、今年度、もう既にちょっと尻抜けが起きているなと思うのですけれども、現在でもこの基準守られているのですか。

答弁⑧

現在も守られておりまして、定期的に見直しも行っております。

今年の7月なのですが、部活動練習の例外規定というのがありまして、その適用について見直して、学校総合体育大会と新人戦前2週間に練習は限るとして、10月よりそれはもう運用しております。

改正点だけではなくて、適切な活動時間ですとか休養日も設定するということも含め、各中学校では方針を守るようにと、そして、守られているものだというふうに捉えておりますが、引き続き校長会議、教頭会議において、教育委員会からも適切に管理をしていくようにということで指示をしているところであります。

質問⑨

今後の対応については、この宙ぶらりんだったよねということを受けてのいろいろな指針だったりとか、仕組みづくりを考えているということだと思います。

答弁⑨

そうですね。今回は国の報告で、国の指針や県の指針もあります。そして、様々な自治体もありますので、そういうところをいろいろと勘案しながら総合的に考えて対応指針というのは策定していきたいというふうに思っております。

質問⑩

風通しよく物言える組織づくりとその組織文化の改革のための様々な手だてというのは今回どのように考えるのか。本人の問題ではなくて組織文化、組織風土、そういうものを受け止める地域社会の在り方、我々特別職公務員の皆さんの賛辞の言葉の使い方、こういうことまで注意を払っていかねばいけないと思うのですけれども、そういうことまでは話はいかないのですか。

答弁⑩

再発防止策の検討報告書において、今おっしゃったように高い評価を受けた人物とかが間違っただけをすることはしないだろうとか、この先生は指導力が高いから、そのほかの行動に対しても規範意識を持っているだろうとか、そういうことがイコールになってしまうということ自体が間違っていると思っていますので、そこをやめさせることが、例えば、顧問を外し続けることができることをやはりしていかなければ、変わっていかない。そこら辺を含めて指導力が優れているから許されるとか、そういう間違っただけの風土というのは絶対許してはいけませんので、そういうところを含めて検討はもちろんしていきたいなというふうに思っています。

質問⑪

そのためにはどのような学者さん等と呼ばなければいけないという観点を持っていますか、お伺いいたします。

答弁⑪

どのような学者かという話もちろん大切です。学校のことに精通しているような、理解をしているような専門家、弁護士さんも含めて声をかけておりますが、専門家に言われてはいそうですかということももちろんありますが、やはり学校の中の風土の問題として、それを助長して許されるということがあってはならないということは、繰り返して申し上げますが、それを共通認識

として声を上げて、それを教育委員会としてそれについては継続することもできないということを、今回の検討指針の後の会議の中でもリスク事例を持ち寄って、芽の段階で摘んでいく、そういうような体制をつくっていかねばいけない、会議体をつくっていかないというふうに思っていますので、事が大きくなる前の芽の段階で、学校長なりが私たちも含めて共有して、専門家の方々の指導もいただきながら、これはやはり継続させてはいけないというようなところもやはり出していかねばいけないかなというふうに思っています。

質問⑫

この指針の検討をやるというのですけれども、1回で4人、8,000円、これで人を呼べるのですか。

答弁⑫

今のところ、呼べます。

質問⑬

この間委員会の議事録の粗稿を見たら、足りなければさらに追加で予算を組むというのですけれども、次の3月議会で補正を組めるのですか。市長改選後ですよね。現市長続投になれば、基本的には政策は継続されるから、補正予算は出せると思うのだけれども、もし違う市長になったら、骨格予算で、通常予算も組めない中で補正予算をどうやって組むのですか。

そうすると、6月定例会まで何もできないということになりますけれども、それは慌ててここで出していいのかなのか。人選も分からない、何も分からない。こういう状態でいいのかなのか、お伺いいたします。

答弁⑬

人選については、全員協議会でも話をさせてもらっていましたが、大学の心理の能力というか、力のたけた知見のある方2名、そして弁護士、そして警察の方、それから臨床心理の方という形で、学校の中だけでない、そして、弁護士の方にも、弁護士の中で子供の人権にたけた方という形で今お願いをしたところ、その方に今お願いをして、了解をほぼ得ているというような状況になっていますので、学校の中の内部というわけではなくて、本当にきちんとした正しい価値観というか、外部としての正しい意見を持っている方が入ってくれる

というふうに思っております。

お金については、いろいろな問題があると思うのですが、財政のほうとも相談をしながら、市長部局とも相談しながら考えていきたいなというふうに思っております。

質問⑭

子供の命とか学校のこれからという重大犯罪事件を受けて市民の関心の高いこういう分野に関して、誰が呼ばれるかも分からない、どういう組織体になるのか分からない、どうやって諮問されて、どういうふうに責任取った答申を出すか分からないという、条例も出さない状態で始めていいのですか。

答弁⑭

議員のおっしゃられているところは、地方自治法の第138条の件だと思うのですが、私たちも思ったところはあるのですが、まず、今回は調査、審議という形ではなく、あくまでも庁内会議の位置づけで専門の方々に意見を伺う、御指導いただくという形での会議体という形で設置をするものなので、附属機関で諮問するというのではなく、あくまでも会議体そしてそれについての謝金を支払うという形で考えておりますので、位置づけとしてはそういう形です。

検討会議の対応指針の設定ですけれども、子供というのは全協でも話をさせてもらいましたけれども、幅広いところ学校以外のところでも活動していますので、そういうところも含めた子供たちを守っていくというところでいえば、条例化をして、附属機関という形でさらに一步進めた形でやらなくてははいけなかなというところも思っていますので、それは次のステップということを考えております。

質問⑮

組織の問題、組織ガバナンスの問題に関して助言をもらうような仕組みなくていいのですか。

答弁⑮

組織ガバナンスの問題、前回もたしかおっしゃっていたところだと思うのですが、私たちが考えているところは、組織というところもちろんありますけれども、やはり子供に対してそういう性加害をやってしまったというところに

ついでの大ききというところは非常に感じています。それは組織と言われているところについては、おっしゃることは理解するところもあるのですが、やはりまずこのような形で警察の方や、そして児相の方、心理職ではないと思うのですが、そこら辺は。子供たちのことを幅広く理解してもらえらるようなこと、そして、先生たちのことも含めて課題を考えてもらえらるような人たちの人選のことをまず優先をしていきたいなというふうに思っています。

質問⑩

朝霞市の今の体質のままだったら、また強い人が出てきて、栄光とかで、そこにさらに市民の皆さんがみんな応援し始めてしまったら、止められないですよ。どうなのですか。

答弁⑩

組織、ガバナンスの問題ということは、これは私も重々承知しております。今回も当該教諭が部活動含めた学校活動において、どのような立場にあり、環境にあり、周囲からどのように見えていたかと。あるいは、当該教諭に関する過去の相談事例や相談がされた場合の組織対応などについても大きな問題があったというふうに捉えております。

今回、指針をつくるに当たりまして、そういったいわゆる組織ガバナンスの問題について指針の中できちんと触れながら、今後そういったところについて、専門的な立場の方においでいただくということについても、今後検討していきたいと思っております。

質問⑪

教育委員会を越えて人権政策になりますけれども、教育委員会の内部の問題発見の仕組み、そして、それはきちっと機能する仕組みとして、教育委員会外の人からの声をどうするかということを考えなければいけないのではないですか。

答弁⑪

こちら、内部だけで問題を済ませようということとか、解決をしようということはやはり思っていない。やはり内部だけだと、価値観の中でいえば、教員世界の中の言葉の中でしか出てこない話にもなりますし、そういう意味で

は、外部の人の意見を聞いて、指導も受けながら、私たちがやっている取組が果たして正しいのか、間違っているのか、改善はどうすればいいのかというところについては、議員おっしゃるように、幅広い意見とか、幅広い価値観を持った中で考えていくということは大切なのかなということと思っています。

(2) いじめ被害への対応

質問①

いじめの認知件数といじめの重大事件の件数についてお伺いいたします。

答弁①

いじめの認知件数ですが、令和3年度から3年間でいいですか。

令和3年度から小、中、合計の順番で件数を申し上げます。

令和3年度、69件、18件、合計87件。

令和4年度、82件、28件、110件。

令和5年度、102件、36件、138件です。

重大事態の件数ですが、朝霞市の小・中学校においては、いじめ防止対策推進法施行以来、平成25年ですが、2件、重大事態がございます。

質問②

重大事態の定義というのを伺いいたします。特に出席日数などはどういうふうになっているのか、伺いいたします。

答弁②

重大事態は二つの考えがあって、1号議案と2号議案というのがありまして、1号というのは、児童の身体の生命に関わること、金銭の略奪とか、そういうところです。2号というのは、いじめによって不登校になったという形で、それが目安としては30日以上という形になっております。

質問③

基本的には、個人情報とか、特定されるような情報を隠しながら公表するというのが原則ということ、これは文部科学省が出していると思うのですが、朝霞市は二つとも公開していませんよね。どういう考え方でそうになっているのか、伺いいたします。

答弁③

議員おっしゃるように、報告書の公表については、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいても、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒及び保護者の公表するものという、公表することが望ましいというふうに書いてあるのです。ただ、これについて言えば、保護者の意向というのも非常にありまして、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒及び保護者の意向等を総合的に勘案して判断するものというふうに付記されています。

今回の重大事態の事案については、対象の児童生徒及び保護者の意向を市教委としては踏まえています。そして、公表しないということを決定をしておりますが、基本的にはガイドラインに則り対応していくという形についての基本的なスタンスは変わっておりません。

質問④

基本がまず公開だということをきちっと保護者に伝えて、そういう扱いになったのか、どちらも選べますと伝えているのか。

答弁④

基本的には公開ですよという形については、全て包み隠さずに重大事態のガイドラインに則って、教育委員会としては保護者のほうには説明をしております。

質問⑤

本来受けられるべき授業を受けられずに、そのままどんどん卒業させられていってしまいますよね。このことに関してのリカバリーというのは、どうするかというのは、教育委員会としては何か考えているのですか。

答弁⑤

いじめの被害を受けて、児童生徒が本来受けられるべき授業が受けられないということはあってはならないということだと思います。重大事態にいかなくなるまでにもやはりいじめられています。クラスにすることができませんということの相談とかというのも実際のところは本当にあります。

まずはいじめが解決できるように指導するということが一番なのですが、当該その児童生徒が教室に居づらいということを、保護者も子供も出してくる場

合については、まずは保護者と相談して、一時的に加害というか、その子供との距離を保つために対応できることは何かということを考えます。そのときには、例えば別室で先生をつけて見守りながらオンラインで授業をするのですとか、時には先生が来て授業をするとか、そういうような形で子供にとっては解決するのが一番ですが、その解決するまでの間、心が癒やされるまでの間もできるだけの寄り添った対応をしていくということはしております。

質問⑥

9日に重大事故の対処方針みたいなのを急遽発表されたのですけれども、それは何だったのですか、お伺いいたします。

答弁⑥

12月9日、ホームページで出されたことだと思うのですけれども、令和4年に市内の学校において発生したいじめについて、いじめ防止対策推進法に基づいて調査を行い、報告書をまとめたものになります。

先ほど話をさせてもらいましたけれども、その方は報告書についてはホームページ掲載を希望されていなかったのですが、今後の対応について掲載をしてくださいということを希望していたので、保護者の意向に則って、同様の事案の再発防止に向けてということでホームページに掲載をするといった形になりました。

質問⑦

報告書はいつまとまったのですか。

あえて何か、12月9日にそのまま発表すればいいのに、日付では5日になっていましたけれども、議員に向けて予告文書までつくらなければいけなかったのは、これは何だったのですか。

答弁⑦

時期的なものは保護者との相談をしながらやっていたので、今回はたまたま12月9日になったということだけで、特に深い意味というのは本当にございません。

寄り添いながら、その方と話をしていきながら、やり取りを何度もさせてもらっていたので、その結果、ではこの時期、12月上旬ぐらいにホームページ

に載せましょうかというところでやり取りをして、わかりましたお願いしますという形になったので、特に何か特別な意味があるというのではなく、保護者と対話しながらこの日にちになったという形になります。

(3) 各種相談員のあり方

質問①

さわやか相談員とサポート相談員と2人いて、さわやか相談員が中心的に、専門的にやって、サポート相談員はそれを支えることをやるという位置づけになっているのですけれども、さわやか相談員は全員、公認心理師、認定心理士を全員きちっと持っているのか、あるいは、そのほかのみなし資格でやっていらっしゃる方もいるのか、お伺いいたします。

答弁①

まず、資格のことを話をさせていただきます。公認心理師、認定心理士、メンタル心理カウンセラー、学校カウンセラー初級、上級プロフェッショナル心理カウンセラー、産業カウンセラー等という形になっております。それがさわやか相談員の資格となっております。

質問②

それらの資格、説明できますか。どういうものかというのを。できないならできないでいいです。

答弁②

すみません。そういう詳細なことについては把握はしておりません。

質問③

サポート相談員はどういうふうな位置づけになっているのかお伺いします。

答弁③

現在勤務しているサポート相談員が有する資格というのでは、家庭療法カウンセラー、チャイルドカウンセラー、メンタル心理カウンセラー、上級心理カウンセラー、メンタルケアアドバイザー、臨床心理カウンセラー、社会福祉主事等でございます。

なお、サポート相談員の勤務条件については、カウンセリングに関する資格

の有無については不問という形になっています。

質問④

さわやか相談員やサポート相談員、どのような研修を受けているのか、伺いたします。

答弁④

さわやか相談員は埼玉県が実施する研修会に年2回参加をしております。学校の生徒指導上の課題やスクールソーシャルワーカーとの連携、事例研究などを通して相談員としての資質向上を図っております。

また、さわやか相談員、サポート相談員ともに学期に1回ずつ実施している不登校児童生徒支援員連絡協議会にて心理学者や精神科医の指導を受けながら、事例研究などの研修に参加をしております。

質問⑤

新しい知識を入れたり、考え方を入れたり、そういう研修を受ける機会というのはあるのか。リカレント教育みたいなのを受けられる機会があるのか、伺いたします。

答弁⑤

現在、会計年度任用職員であるさわやか相談員やサポート相談員を対象とした学び直しみたいな、そのリカレント研修の実施というのはございませんが、先進的な知識や専門的な知見を取り入れることができるような形で積極的に研修には派遣という形では背中を押しているという形になります。

質問⑥

人の内面に関わる仕事なので、関わり方が暴走することはありませんよね。そういったときにトラブルを起こしたら、誰が制止するのですか。

答弁⑥

さわやか相談室の場合ですが、この運営を行うのはさわやか相談員なのですが、いじめや不適切な指導があった場合には、学校の中において教育相談部会、そして生徒指導部会で共有し、教育相談主任や生徒指導主任が中心となって組織的に対応したり、時には管理職が対応したりという形になっております。

質問⑦

最終的には管理職がしっかりと介入するんですね。

答弁⑦

もちろん、最終的には管理職が責任を持って対応する形になります。

質問⑧

家庭環境とか、家庭におかれる貧困の状況だとか、そういうのを解決しなければいけないというのがあって、ソーシャルワーカーにつなげなければいけないといったときに、これはどういうふうにさわやか相談員が権限を持ってやるのか、お伺いいたします。

答弁⑧

スクールソーシャルワーカーは、子ども相談室に3名配置しておりまして、これについては各校の管理職が支援を必要とする児童生徒の状況を踏まえて活用の申請というのをしております。教育委員会がその申請を受理した上でその学校に派遣という形になります。

事案の内容によってはスクールソーシャルワーカーの判断により、管理職や担任だけでなくさわやか相談員と情報を共有し、連携をしながら対応に当たっているというケースがあります。

(4) 学校部活動の課題

質問①

外部指導員を多く入れている中学校、全廃して外部化した中学校、昔ながらにやるやり方を続けている中学校もあると思うのですが、どういう状況になっているのかまず全体をお伺いいたします。

答弁①

現在、市内小中学校では、朝霞市立中学校における部活動の方針、いわゆる部活動のガイドラインというのがありまして、それに則って本市では平日は2時間程度、長期休業日を含む学校の休業日は3時間程度と活動時間は定めております。

部活動の地域移行と地域展開という形が盛んに言われていますが、現在朝霞

市では、まだ方針は決定はしておりませんので、活動の在り方を含めて今後も検討していているという状況です。

質問②

全廃したという学校があつて、全部外部に行ってくださいという学校があつて、そういう学校は新しい方針を立ててもそこに戻せるのですか。

答弁②

この部活動の地域移行という問題は非常に大きな問題と捉えております。特に今までは学校に行けば自分の好きなスポーツや文化活動ができるという、これを保障されていたわけですがけれども、地域移行といっても、先ほども地域の方が指導者ということもありましたけれども、ここに行くにはやはり何個も何個も乗り越えなければいけない壁があります。

一つは指導する人です。それから、もう一つはお金、これは学校の教員は今まではほとんど無料で教えてきましたけれども、やはり外部の方が長時間教えたなら、その方に対する謝金の問題、そして場所の問題です。こうやって人と金と場所の問題ということは大きな問題です。

現在、近隣の市でも部活動については令和8年度から休日部活動については学校は関与しないという方針を先に発表するところもあります。

私は、この部活動の問題に関して、まずは子供が置き去りになってはいけないと思っていますので、子供の居場所、受け皿がないまま先に中止ありきというふうには考えておりません。したがって、部活動の地域移行を進めるときに当たっては、子供たちは自分たちの好きなスポーツや文化活動ができるような受け皿づくり、これをしていかなければいけないと思っています。

ただ、学校によっては既にそういったものを保護者が動いていたり、いろいろなことで、地域移行に向けて動いているというような情報は入っております。

ただし、やはりこれは学校教育の一環としてやってきたものですので、教育委員会が中心となって、今後受け皿づくりを進めながら地域移行という方向に大きく舵を切っていきたいと考えております。

質問③

外部化するなら完全に外部化しなければいけないだろうし、スポーツクラブ

で起きた事故なので、スポーツクラブで責任取ってくださいというふうな整理が要るのかもしれないし、学校があくまでも仲介して、学校が推奨してやっている以上、学校が責任を取らなければいけないということにもなるし、それは市としての責任だというふうに思わざるを得ないのだけれども、そのあたりの整理、どういうふう考えるのですか。

答弁③

学校で行われている学校の顧問がやっている部活動について、何かあったときには、もちろん学校の責任ですし、最終的には朝霞市の教育委員会という形にもなっていくと思います。いろいろなケースを今おっしゃっていましたが、部活を例えば終了して、土日に地域のスポーツ団体とか、文化活動の団体が学校の場所を借りて、部活動というか活動しているという場合には、やはりその学校ではない方々が責任を負うという形にはなると思いますので、主体がどこなのかというところによってやはり責任の場所が違うかなというふうに思っております。

(5) 子どものルール変更への参加

質問①

放課後子ども教室と放課後児童クラブ、行ったり来たりできると9月議会、議案質疑でも、そういう答弁だったと思うのですけれども、その辺の答弁の変更について伺いたします。

答弁①

私が総括質疑の答弁の中で、教室から児童クラブへの引継ぎの関係で答弁させていただきました。

私のほうで、一例を申し上げさせていただいたという部分もあるのですが、こども・健康部の中でも、やはり初年度につきましては混乱をできるだけ避けて運営をしていきたいという、そういった意見もありまして、それは私も理解できますし、また尊重していきたいというようには考えております。

質問②

子供や保護者の意見を聞く方法というのはあるのですか。

答弁②

放課後子ども教室につきましては、登録制の制度になっておりますので、児童クラブのように毎日来られるという形とはまた違った面がございますので、意見集約というのは少し難しいのかなと考えておりますので、例えば、その保護者会とか、そういった既存の団体の御意見をいただくなど、幅広く検討はしてみたいとは思っております。

質問③

改めて組織化するのは難しいと思うので、PTAとかそういうところに投げる必要あるのではないですか。

こういう運営でいいのかと確認する作業というのは、お伺いいたします。

答弁③

御意見をいただく場としては、今御指摘いただいたPTAの活用も検討していきたいと考えております。

質 問：職員政策について

(1) 学校関係の労働コンプライアンス

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

(1) 学校関係の労働コンプライアンス

質問①

外部指導員や日本語教員の働き方の現状を問う。

答弁①

各学校においては、児童生徒や保護者のニーズに応じていくために多様な人材に協力をいただいております。無償で協力をいただく場合もあれば、学校が必要であると認めた方に対して謝礼という形でお渡しをしている場合もあります。

協力をしていただいている方の中には、1回のみの方から、年度内で不定期で複数回協力をいただく方、様々いらっしゃいます。

議員今おっしゃったように、労働コンプライアンスという形については、学校と協力をいただけるという方との間で内容や回数を決めて、合意の下で行わ

れているものと捉えております。会計年度任用職員という形での雇用とか、労働環境ということ改善をしていかなければいけないということは、こちらのほうとしても考えてはおります。

そういう謝礼の方もいらっしゃると思いますので、どのような職種から進めていつて検討していけばいいのかというところは、今考えているところです。

質問②

賃金と労働に関する安全と、それから働くことへの保護、こういうことをきちっとやっていく必要があるのではないですか、どうなのですか。

答弁②

最初のほうにおっしゃったような、校長から呼び出されて、子供たちに接するのは楽しいけれども、でもというところについての話を聞くと、やはり子供たちのためにせっかく時間と体を使って協力をしてくださっているわけですから、それに対する感謝の気持ちを持って、学校としては来てくださる方には御礼も伝えつつ、人間関係を取っていくということは絶対条件だというふうに思っています。

謝金対応の外部指導者の報酬というのは、たしかおっしゃるように1回で2時間までに2,000円という形で、非常に金額的には、賃金というか、最低賃金、割り算しても1,000円というところなので非常に少ないかなということは思っております。それについては課題だなというふうに思っているところです。

協力していただける方に本当に感謝をしているところなのですが、その方々が本当により働きやすくなって、満足感を持って子供たちと接してもらえるような形については、引き続き研究していかなければいけないかなという認識を持っています。

質 問：図書館の未来

- (1) より多くの人の読書権の保障
- (2) 学校図書館との連携・資料の共有化
- (3) 図書館の諸計画の立案の現状

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

- (1) より多くの人の読書権の保障

質問①

移動図書館に対して肯定的ではないのかお伺いします。

答弁①

軽トラックを利用した移動図書館サービスにつきましては、従来の車両と比べ、取り回しのしやすさや、また、低コストでの導入が見込まれますが、初期費用の捻出や運営していくための人材確保、課題も多く、現状では難しいものと考えております。

質問②

図書館というのは市の公共施設の中で一番来館者多い施設なのではないですか。

答弁②

図書館につきまして、そういった観点で統計を取ったことがないので、お答えすることが難しい状況でございます。

質問③

介護施設に関して、団体貸し出ししかやらないとのことでしたが、図書館の方から積極的に動く必要があるのではないかと、認識をお伺いいたします。

答弁③

介護施設や入所施設に対するサービスにつきましては、従来から実施している団体貸出しサービスの周知を図ることで対応したいと考えております。

なお、介護施設につきましては、その施設の御協力をいただきながら、試験的にリサイクル本を利用した図書の提供等ができないか、今後、ニーズ調査を含めて実施を検討していきたいというふうに考えております。

(2) 学校図書館との連携・資料の共有化

質問①

連携強化に関して課題があるのではないですか。そういう意味で御答弁求めたいと思います。

答弁①

現在、図書館と学校図書館スタッフの合同研修等を通して情報交換を行っているところでございます。

また、団体貸出し以外に新たな連携としまして、令和5年度から小中学校図書館貸出し業務を開始しております。

質問②

タブレットを使っていろいろな事業をやるようになった中で、インフラ整備等に関しての考えをお伺いいたします。

答弁②

学校図書館への図書館システム端末の設置につきましては、予算上の課題等もございますので、現状では難しいものと考えております。

(3) 図書館の諸計画の立案の現状

質問①

今の図書館の現状を見て、次の計画はどのようなことを考えようとしているのかお伺いいたします。

答弁①

令和8年度から予定しております、第4次朝霞市立図書館サービス基本計画及び第4次朝霞市子ども読書活動推進計画につきましては、策定時の基礎のデータとなるアンケート調査等の準備を進めているところでございます。令和7年度に入りましたら、都市環境議会、子ども読書活動推進連絡会での審議、市民コメントなども含めて策定に入っていきたいというふうに考えております。

質問②

現状の課題として捉えていること、その対応についてこの計画を作るにあたってどのようなことを考えているのかお伺いいたします。

答弁②

SNSの普及などによる読書離れが進む中、読書習慣を持つことが非常に大事だというふうに考えております。また、大人にとってもより深い洞察力や知識を身につける上で大切なことであり、この大切さをいかに周知して本を手にする機会につなげていくかが課題の一つと考えております。

質問③

計画を考える前の段階で、今のニーズとしてどのようなことがあるのか伺いたします。

答弁③

次期の計画の中で、やはり電子書籍と従来図書のすみ分けや読書バリアフリーの観点も取り入れるということもございますし、新しいニーズへの対応として、ボードゲームなど新たな取組というものもございまして、そういったものを少しずつ計画の中に取り組みとともに、職員の人材育成というものも併せて検討していく必要があると考えております。

質問者： こん 純一議員（日本維新の会）

質問：トレーニングによる健康づくり推進について

（１）高齢者のトレーニング施設利用者推進について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（１）高齢者のトレーニング施設利用者推進について

質問①

朝霞市総合体育館トレーニングルームの高齢利用者を増やすための施策などあれば、お聞かせください。

答弁①

総合体育館のトレーニング室につきましては、年齢を問わず高齢者の方を含めて幅広く御利用いただきたいと考えており、その一環としまして、令和５年度には御自身の希望するトレーニングメニューを作成できる健康サポートシステムを導入いたしました。

質問者： 石川 啓子議員（日本共産党）

質 問：新型コロナウイルス、物価高騰による市民生活への影響について

（１）取組の状況と今後について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（１）取組の状況と今後について

質問①

学校給食費について、交付金等財源の活用についてはどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

答弁①

市では令和５年度に学校給食費を改定しましたが、保護者の経済的負担の軽減を図るため、改定分の支援を令和５年度及び令和６年度に実施しております。また、小中学校に３人以上在籍する世帯の３人目以降の給食費を無償にする制度も実施しているほか、国の臨時交付金を活用し、令和５年１０月から３月までの６か月間、給食費を半額にするという軽減策を実施してきたところでございます。現在、国からの重点支援地方交付金の追加について確認はしているところですが、交付金の活用については市全体として検討、決定されるものと認識しております。教育委員会では、学校給食に活用できるか積極的に協議をしてみたいと思っております。

質問②

来年度以降の保護者負担の軽減についてどのようにお考えかお答えください。

答弁②

来年度以降についてですが、学校給食では、給食費を直接減額する方法ですとか、物価高騰により給食の賄材料費が逼迫しているところもあります。その中で材料費に充てることにより、保護者から徴収する給食費をどのようにするか今検討しているところですので、今後も検討してみたいと思っております。

質問③

学校給食費の見直しをということを考えていらっしゃるのかどうかお伺いします。

答弁③

学校給食で使用する食材の購入については、原則受益者負担の考えから、保護者の皆様から徴収するという事で、学校給食費を賄うこととなっております。現在は、保護者負担の学校給食費と、給食費の改定時から市が負担している改定分月額500円を合算した金額で賄っております。しかしながら、昨今の物価高騰は現在も継続しております。その金額では追いついてはいないという状況ですので、安定的な給食を継続するためには、学校給食費の改定を検討せざるを得ない状況にあると考えております。

質問④

教育費等の問題で、動きはあったのかお伺いたします。

答弁④

国の令和7年度予算の概算要求ではオンライン学習通信費1万4,000円から1万5,000円に引き上げ、卒業アルバム代等8,800円から1万円へ引上げの予定とのことでございます。市の対応については、国の要保護児童生徒援助費補助金の単価引上げに伴い、市の就学援助の対象費目であるオンライン学習通信費につきまして、来年度予算へ向けて予算要求を行ってまいります。

質問⑤

学校トイレの配置状況はどのようになっているのかお伺いたします。

答弁⑤

小学校では保健室、中高学年の女子トイレに配置しているほか、多目的トイレや保健室前の女子トイレに配置している学校もあります。また、中学校では、保健室や校内全ての女子トイレに配置しております。生理用品の配置につきましては、各校において保健だよりで子供たちや家庭に伝えるほか、担任から学級指導を行ったり、林間学校等の事前保健指導で伝えたりをしております。また、生理用品の配置に関する掲示物を作成し、トイレに掲示をしている学校もございます。現在、保健室のみの保管としている場合には、児童生徒が活用しやすいよう、トイレに積極的に配置することについて働きかけております。

質 問：ハラスメント防止の取組について

(1) 取組状況と今後について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

(1) 取組の状況と今後について

質問①

教育委員会出の取組状況、対応、相談についてお伺いいたします。

答弁①

職場におけるハラスメントというところを解消するためには、風通しのよい職場づくりが重要であるというふうに考えております。教育委員会では、毎月行う校長会議や教頭会議において、各学校の管理職にハラスメントの防止について直接指示するとともに、学校訪問の際にも、教職員に対してハラスメントを含めた不祥事の根絶に向けて学校全体で取り組むようにということで伝えるなど、繰り返し啓発を行っております。指示に際しては、他市等での事例を参考にするなど、時宜に応じた内容で行っておりますが、他市町村や一般の企業等で発生したハラスメント等の事案を全ての教職員が自分事と捉えることが重要であるというふうに考えております。教育委員会では、学校における倫理確立委員会の活性化や、相談窓口の周知等を行うとともに、学校におけるあらゆる場面において、ハラスメントや行き過ぎた指導が行われないように、引き続き各学校へ指導してまいるところです。

そして、相談件数ということになりますが、令和3年12月以降で、これまでに教育委員会で受けたハラスメントの相談については2件ありました。

質問②

相談があった場合の体制、周知方法はどのようになっていますか。

答弁②

原則としては、まず校内の相談員に相談しますが、必要に応じて市教委の相談員に苦情相談ということで行うこともできます。その際、相談員である教育の管理課長の課長補佐や教育指導の課長補佐が、総括相談員である学校教育部長の指示の下に必要な助言をしていくという形になっております。

相談の進め方といたしましては、朝霞市立小中学校におけるパワーハラスメ

ントの防止等に関する指針、同じく朝霞市立小中学校におけるセクシュアルハラスメントの防止等に関する指針、朝霞市立小中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針の苦情相談の進め方に示されておりますが、複数で対応すること、相談員が相互に連携し協力すること、周囲から遮断された場所で苦情相談を受けることなど、相談者の考えを尊重するように留意し、相談に対して適切に対応することとなっております。

そして、相談体制の周知につきましてですが、この周知につきましては、教育委員会としても重要な案件と捉えております。毎年年度の当初の早い時期に、校長会、教頭会議において、その防止と相談窓口についての指示伝達はしております。その後、校長、教頭は各学校に戻って、職員会議や職種職員集会において相談窓口を周知するほか、年度当初に限らず、教職員の事故防止の研修会など、様々な機会を捉えてハラスメントの防止を啓発しております。また、その際には、ハラスメントの防止だけでなく、もしハラスメントを受けたら、また、見たり聞いたりしたら、一人で悩まないで同僚や上司にすぐ相談することや、積極的に相談機関を活用することについても周知を図っております。

質問③

相談を受ける側の方がどのような研修を受けていらっしゃるのかということをお伺いします。

答弁③

県の教育委員会では、ハラスメントを含めた教職員の不祥事案が発生した際、各学校の状況を確認するため、教職員事故防止強化運動期間などを設けて、校内での研修や自己点検等を行っております。また、校内においては、教頭を委員長とする倫理確立委員会というのを設けて、校内体制の見直しやヒヤリハットを放置しないよう注意するなど、年間を通じて適宜研修を行っております。

質問者： 田辺 淳議員（無所属）

質 問：分権と自治、市民参加のまちへ

（１）策定中、策定予定の計画の今後を問う

答 弁：

学校教育部で策定の計画といたしましては、教育振興基本計画と学校施設長寿命化計画がございます。教育振興基本計画につきましては、現行計画が令和７年度末までとなっていることから、第６次朝霞市総合計画の見直し内容を踏まえ、次期計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、令和元年度に策定した学校施設長寿命化基本方針の第１期の計画期間が令和７年度末までとなっていることから、学校施設の改修や改築等の考え方や、令和８年度から令和１７年度までの１０年間の実施計画を位置づけるものでございます。

なお、改定作業は令和６年度から令和７年度の継続事業で実施しているところでございます。

生涯学習部の所管について御答弁申し上げます。

平成２９年度からの１０年間を計画期間とする第３次生涯学習計画が令和８年度に終了することに伴い、令和７年度から策定に向けた準備を進めております。また、令和８年度から予定しております第４次朝霞市立図書館サービス基本計画及び第４次朝霞市子ども読書推進活動計画につきましても、現在策定時の基礎データとなるアンケート調査等の準備を進めているところでございます。

なお、所管の計画につきましては、総合計画との整合性を図ってまいりたいと考えております。

質 問：自主と自立、共育のまちへ 人が人として成長するために

（１）子どもの成長に、大人はどう関与するか、現代の課題を問う

（２）教育施設の今後を問う

（３）生涯学習施設の今後を問う

（１）子どもの成長に、大人はどう関与するか、現代の課題を問う

答 弁：

SNSの利用やスマホなど、デジタル機器を多くの方が持つ時代となってい

ます。学校教育の現場でも、2019年に1人1台タブレット端末を配備するというGIGAスクール構想が文部科学省より発表されて、現在では小中学生1人1人がタブレット端末を配備されております。

タブレットを活用すると、様々な情報が得られ、手軽に回答を得られる、いわゆるデジタル時代となっています。しかし、デジタル時代、デジタル化が急速に進んでいる今の時代だからこそ、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、そして学びに向かう力、人間性等といった各教科で身につける資質や能力を身につけることが一層重要になるという認識に立ち、体験活動の充実をはじめとして、デジタルと紙のバランスを取りながら、資質や能力の育成に取り組むということが大切だと、教育委員会としては捉えております。

（２）教育施設の今後を問う

答 弁：

学校施設の老朽化につきましては、小中学校、全15校のうち、地区40年を超える学校施設が5割以上を占めるなど、経年による劣化が進んでおります。今後、大規模改修や改築などを進めていく必要がございますが、現在、学校施設長寿命化計画への改定作業を行っており、令和7年度末までに改定を行う予定でございます。その中で、改修や改築等の考え方や、具体的な実施時期等について、検討してまいりたいと考えております。

（３）生涯学習施設の今後を問う

答 弁：

生涯学習施設でございますが、公民館につきましては、中央公民館と地区館を合わせて6館体制、図書館につきましては、本館と分館の2館体制で運営しており、さらに博物館や埋蔵文化センターの設置を行っております。

また、スポーツ施設につきましては、市内各地域に合わせて15施設の設置を行っております。既存施設の老朽化対策が課題となりますので、計画的な生涯学習施設の維持・改修に取り組んでまいりたいと考えております。

質問者： 利根川 仁志議員（公明党）

質 問：教育委員会に問う

- （１）加配制度の現状と課題について
- （２）補助教員の現状と課題について
- （３）いじめ対策について
- （４）不登校対策について
- （５）教職員サポートについて

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

- （１）加配制度の現状と課題について

質問①

朝霞市の加配の基準、条件についてお伺いをいたします。

答弁①

埼玉県、県費教職員の定数につきましては、児童生徒数、学級数によりその数が決定されております。一方、加配教員につきましては、指導方法の工夫、改善や、個に応じたきめ細かな指導の実施、生徒指導体制の充実等を図るため、市町村教育委員会の申請に基づき、それぞれの加配の目的や当該加配を希望する学校の状況等に応じて、任命権者である県教育委員会によって決定されます。

質問②

朝霞市の今の加配の配置状況についてお伺いいたします。

答弁②

令和６年度、本市につきましては、１２月１日の時点で、指導方法の工夫・改善に資する加配が、小学校１８名、中学校７名と加配の半数を占め、その他、外国人児童生徒等の日本語指導加配、通級指導のための加配、教頭複数に係る加配等が小学校で１６名、中学校で６名配置されております。

質問③

加配することについて、また先生の欠員について、保護者からの要望にしっかり応えてもらいたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

答弁③

まずは、保護者の要望とか願いというのをしっかりと聞くということは当然だと思います。学校の担任、管理職が保護者と膝を突き合わせて、困った課題

については話し合いをして、解決に向けて歩みをそろえていくという共通理解をしていくというのは非常に大切だと思います。

その上で、教職員が体調不良などにより短い期間仕事を休むときには、基本的には学年度内や担任外の教員が実際は授業を代行するということで、基本的には校内で補って対応しています。また、欠員や病休等により、教職員が長期にわたって不在となる、そういう場合には、県教育委員会と連携をして、速やかに欠員の補充をお願いするとともに、代員を充てられるように努めているところです。

（２）補助教員の現状と課題について

質問①

市内の補助教員の採用状況について、お伺いしておきます。

答弁①

朝霞市内の小学校では、児童の学習支援等を目的とした、あさか・スクールサポーターや、小学校低学年補助教員を通常学級に配置をしております。そのほかにも実態に応じて、各小学校が人材を確保する地域人材活用支援員や特色ある学校づくり支援事業支援員、通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒支援員を活用して学習支援を進めております。

なお、令和６年度の小学校の採用状況ですが、あさか・スクールサポーターが１１名、小学校の低学年補助教員が２７名となっております。

質問②

その各学校の配置状況について伺います。

答弁②

市内の小学校での補助教員の配置状況ですが、第一小学校から順番に、第一小学校１名、第二小学校１名、第三小学校１名、第四小学校２名、第五小学校１名、第六小学校１名、第七小学校１名、第八小学校１名、第九小学校１名、第十小学校１名、これはスクールサポーターですね。

続いて、小学校の低学年補助教員について、第一小学校２名、第二小学校３名、第三小学校３名、第四小学校２名、第五小学校３名、

第六小学校 3 名、第七小学校 3 名、第八小学校 3 名、第九小学校 2 名、第十小学校 3 名となっております。

質問③

第一小学校にて身体的被害を受けた児童の、保護者からの要望に対しての対応についてお伺いいたします。

答弁③

基本的に、例えば加害というのにもいろいろと考えはあると思うのですが、やってきた側に対して人をつけてくださいということについては、相手の了解を得たりとかという話もありますので、ケース・バイ・ケースなのですが、例えば教室に 1 人配置をして、その子という形でわからないような形で見守って、サポートしていくというやり方があるかというふうには思います。基本的には、危険が伴うような事案が発生した場合には、そのような行為というのが継続して行われないように、1 人つけるであるとか、または校内で人をつけるなりして、見守りながら再発防止に努めるという形が多いのかなというふうには思っております。

質問④

賠償が伴うことというのはあると思うのですが、そういったときの学校側の対応はどのようなことになるのでしょうか。

答弁④

児童生徒が加害者となり、相手にけがを負わせたり他者の財物ですか、そういう物を破損したりするトラブルについては、学校の中で事実確認を行った上で、教育的な指導は行います。

損害賠償については、保護者同士での話し合いになる解決ということを行っております。

なお、保護者の希望がある場合には、学校が間に入って立ち会って、話し合いを進めるというケースもあります。

(3) いじめ対策について

質問①

現在、いじめ対策はどのような対応をされているのかお伺いをいたします。

答弁①

市では、いじめに係る内容について、教育活動全体を通じて、計画的に指導しております。

また、毎年10月、11月をいじめ防止月間として、各学校でいじめの未然防止に向けた取組を実施しております。取組内容といたしましては、アンケートの実施、面談の実施、道徳の授業等でいじめの問題を取り扱った授業の実施など、また学校長の講話などがございます。

質問②

実際にいじめについて、子供たちにはどういう指導をしているのですか。

答弁②

教育委員会として生徒指導主任研修会で、毎年いじめの定義について、先ほど議員おっしゃった定義を確認をして、これに基づいて学校のほうには積極的に認知するように指導しております。認知件数については、先ほど別の議員にも話をさせてもらいましたが年々増加をしております。

また、年度の初めにいじめアンケートを各学校から保護者宛てにも送付して、いつでも学校や教育委員会に報告できるようにしております。

児童生徒に対しては、各学校で適切な機会を捉えて、いじめの定義や、いじめを受けた場合の対応の仕方などを指導しており、いじめが発生した場合には、関係者から話を聞き取り、事実を確認した後に、児童生徒の気持ちに寄り添いながら指導は行っております。

質問③

子どもたち同士、見て見ぬふりをできない環境づくりが必要であって、問題行動に対する毅然とした対応を徹底する取組というのが大事だと思うのですが、どうお考えですか。

答弁③

各学校では、道徳や特別活動の時間を中心に、さらに教育活動全体を通して、いじめを含む生徒指導全般を実施しております。教育委員会でも、いじめ防止月間を10月、11月に実施しています。その中で、被害に遭ったら相談をするだけでなく、周囲で問題行動があって困っているときにも相談をするという

ことで促すなど、指導は徹底をしているところです。

質問④

いじめという問題は、大なり小なりその原因があって、重大事態となる事由ということのその定義というのは何になるのですか。

答弁④

定義ですが、まず一つは生命、命ですよね。または、心身、または財産に重大な被害が生じた場合であるということで、深刻なけが等を負った場合、これが1号という形になります。

もう一つは、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされる場合ということで、30日が一つ目安になっておりますが、いじめが解決せず不登校の状態が続くという場合となっております。

この本市の事案は、後者に該当するものです。

質問⑤

この重大事態となっている件の他に問題というのは今現在ありますか。

答弁⑤

この重大事態以外の件については、今はございません。

質問⑥

いじめ防止対策推進法に基づいて、第三者委員会による調査を行いとありますが、第三者委員会というのはどういう組織でしょうか。

答弁⑥

本市におけるいじめ重大事態の調査を実施するのは、朝霞市いじめ問題専門委員会となっております。本委員会は、学識経験者や医師、臨床心理士、弁護士で構成されております。

質問⑦

この第三者委員会が設置されるというのは、この重大事態があった事件だけです。

答弁⑦

その通りでございます。

質問⑧

いつ、誰が、どこで、何を、なぜ、どのように等の観点に留意して、事実を明確に記載する、この追記をするということは、これまでも当然行ってきたことではないのですか。なぜここで改訂の追記になるのでしょうか。

答弁⑧

これまでも事実を正確に把握をするようにということで、学校としてはメモとかで記録してありましたが、このたび校務支援システムというのが令和6年9月より導入されたことに伴って、より確実に生徒指導等の記録を複数年にわたって共有・保管し、引き継ぐことができるようになっていきますので、システム上で可能になったために、改訂をしたという形になります。

質問⑨

しっかり記録を残して引き継げる、そのために今までにはなかった校務支援システムというのを今年の9月に取り入れたということなのですね。

答弁⑨

校務支援システムが入ったのはそのためだけではありません。子供たちの個人的な情報等を一元管理するということができます。健康の状態とか、子供たちの心の状態、成績とかも含めて一元管理するものです。事務の削減、短縮化も図れますし効率的な学校運営ができるということになるものでございます。

なお、これはクラウドベースでのデータ管理を行っているため、セキュリティの向上も図られているという形になっております。

(4) 不登校対策について

質問①

小学校10校の中で、一番不登校が多い学校、少ない学校の人数と、中学校全体で何名不登校の児童がいて、5校の中で一番多い学校と少ない学校教えてください。

答弁①

令和5年度における不登校の児童生徒数について申し上げます。

小学校10校合わせると176人、一番多い学校が29人、少ない学校が8人

となっております。

中学校5校合わせると265人、一番多い学校が72人、少ない学校が33人となっております。

質問②

不登校対策として、オンラインを含めて実際に取組んでいることについて伺います。

答弁②

市内小・中学校にスクールカウンセラー、そして市内全中学校にさわやか相談員やサポート相談員などの相談支援を行う職員を配置し、不登校はどの学校、どの学級、どの子供にも起こり得るという認識の下、児童生徒の気持ちに寄り添った対応をしています。

また、学期ごとにいじめ不登校対策会議や不登校児童生徒支援員連絡協議会を開催し、不登校児童生徒に係る情報共有や研修等を行い、教職員の資質向上を図っております。

学びの保障としては、議員がおっしゃったように、オンラインの授業の配信や、AI搭載型ドリルの活用を進めているところです。

質問③

市内の小・中学校で、先ほど多い数少ない数を伺いましたけれども、不登校特例校などへの話、関連的なことというのはありますか。

答弁③

不登校特例校という名前から学びの多様化学校というふうに名前がチェンジをされているのですが、市内の小・中学校は大規模校が非常に多くて、空き教室等も不足している状況でございます。そのため、個別に教育課程を編成し指導を行うなどの学びの多様化学校の設置というのは、現在としては難しいのですが、市内の学校においては、不登校児童生徒の実態に応じて保護者と確認を取りながら登校時間を変更したり、教室とは別室で個別に学習支援を行ったりするなどの取組を行っている学校もあります。

また、朝霞市子ども相談室の適応指導教室ひばりでは、来室する不登校児童生徒と相談をしながら、一人一人に合わせた時間割をつくり、教科学習や体験

学習に取り組み、社会的自立に向けた支援を行っております。

質問④

不登校何十人もいる中で、専門家に業務委託するというのも一つの対策なのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

答弁④

現在、市内の学校においては療育を行う民間企業と情報の共有を行ったり、フリースクールと学習内容や出席状況の確認などの連絡調整を行ったりするなど、外部機関とは連携を図っております。

また、県が調査研究を進めているようなメタバースを活用した不登校児童生徒への支援事業というところもありますが、それも実施する運びとなった場合には、積極的に活用は図っていきたいというふうに考えております。

(5) 教育のサポートについて

質問①

給食している職員の方がいらっしゃると思うのですけれども、現状をお聞かせください。

答弁①

教育に関わる仕事は非常にやりがいがあって、大きな感動を得られるものというふうに思っておりますが、仕事の質的や量的負担も決して少なくないため、メンタル不調による病休等は、本市だけでなく全県的な課題となっております。

本市といたしましては、業務の改善や削減に取り組むなど、そして校長だけでなく、職員室の担任である教頭が積極的に声をかけ、悩みを1人で抱え込むことのないように、風通しのよい職場づくりに努めています。

また、年度内に3回無料でメンタルヘルスに係る相談ができる県内クリニックや、県教育委員会主催のメンタルヘルス研修会を周知しております。令和7年1月には、本市教育委員会主催で保健師をお招きして、衛生管理者・推進者を対象にしたメンタルヘルスに係る研修会を行う予定ともなっております。

質問②

精神的なことも含めて調子が悪いといったときに相談体制があるのか。

勤務している学校以外に、専門医やカウンセラー等の対応というのはあるものなのでしょうか。

答弁②

学校以外でもというところで、教職員が管理職や同僚に相談の有無や内容等を知られないように相談することは可能となっております。その際は、無料で相談ができるような県内クリニックの中から、病院を自分で選択をしたりとか、予約をした上での対面での相談や、アプリやウェブでの相談ができるような体制というのもあります。

質問③

それは、同僚や管理職に知られずに行けるということによろしいですか。

答弁③

その通りでございます。

教育長報告事項

令和7年度埼玉県学力・学習状況調査について

令和6年7月3日付けで埼玉県教育委員会教育長より令和7年度埼玉県学力・学習状況調査への参加意向の確認がございました。

朝霞市教育委員会といたしましては、埼玉県教育局南部教育事務所長宛てに参加する旨の回答をしたことを報告いたします。

1 調査の名称

令和7年度 埼玉県学力・学習状況調査

2 調査実施日

令和7年4月23日（水）から5月21日（水）までのうち、市町村教育委員会が実施可能な日

3 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 教科

小学校第4学年から第6学年まで 国語、算数

中学校第1学年 国語、数学

中学校第2学年及び第3学年 国語、数学、英語

(イ) 出題範囲

学習指導要領に示された内容のうち調査する各学年の前学年までの内容

イ 質問紙調査

学習意欲、学習方法及び生活習慣等に関する事項

(2) 学校及び市町村教育委員会に対する調査

学校における教育活動並びに学校及び市町村における教育条件の整備等に関する事項

4 実施方法

タブレット端末等を使用する調査 (CBT: Computer Based Testing)

を実施しております。

応急対応というところでは以上になります。

質問②

この教員逮捕に至って、性加害事件、県教育委員会に報告しろということで、この学校事故対応に対する指針と書いてあるのですけれども、どういうふうに報告しているのか、お伺いいたします。

答弁②

逮捕当日の10月16日に電話にて、埼玉県教育局南部教育事務所へ一報を入れています。その後は新たな展開があるたびに、同様に電話での報告を行っております。南部教育事務所と連携する中で、令和5年12月21日に本人からの顛末書、学校からの報告書の提出を受け、同日付教育長名で県教育委員会教育長宛てに文書にて報告をしております。

質問③

保護者への説明というのを直後にやっていただいて、その後はやっていないのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

答弁③

逮捕直後に現任校と前任校で臨時の保護者会を開催したということですが、その後、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された、長いのですけれども、性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反により再逮捕を受けて、11月22日水曜日ですが、現任校において臨時の保護者会を再び行いました。

なお、懲戒免職となった翌年の2月8日には、全校生徒に対して校内放送にてその旨を校長から話をしました。そして、同日付で保護者宛てに本校職員の懲戒処分についての文書を発出、保護者には出しております。

質問④

朝霞市教職員事故を受けた再発防止に関する検討報告書なののですけれども、これは学校事故対応に対する指針の中でいう基本調査に当たるのか、詳細調査に当たるのか、どちらに当たるのか、お伺いいたします。

答弁④

これは、文科省から出ている。学校事故を受けた報告書です。この文科省から出ている学校事故というのは、例えば、跳び箱から落ちてけがをしましたとか、うんていから滑って骨折しましたとかという学校事故に対する報告という調査なのです。それに対する基本調査というのが学校でやるもの。そして、詳細調査というのが市教委とか、学校設置者がやるものと書いてあるので、私たちはそれに基づいての調査なので、基本調査調査報告書、黒川議員のおっしゃる調査報告書、詳細調査のどちらのものでもないというところになります。

質問⑤

2024年2月の報告書の記載漏れは修正はしたのかということで、例えば教員の履歴、記載漏れがあったと思うのですけれどもこういうのは修正していないのですよね。

答弁⑤

報告書につきましては、以前にも多分お伝えしていたかもしれませんが、内部統制の手法を用いて再発防止策を検討し、報告書という形でまとめたものになりますので、記載漏れとか誤りがあるという認識ではなく、修正もしていません。

質問⑥

報告書は学校関係者にしか聞いていないということになっています。記録を見てみると、子供には聞いていると書いていないのですけれども、子供への聞き取りというのは一切やっていないことはないですよね。そういう記録というのはちゃんと学校で残してあるのか、どうなのか。今後、再検証とかするときに、子供を直接呼び出すわけにいかないで、このときの記録というのは非常に重大な証拠になると思うのですけれども、それは残されているのですか、お伺いいたします。

答弁⑥

子供への聞き取りというのは、始めに事件が起こった後に、カウンセラー等、例えば、副顧問が子供たちに寄り添って話を聞いたというところは聞いておりますので、そういうものは残っておりますが、ここに記載するような形での個

教育長報告事項

令和7年度全国学力・学習状況調査について

令和6年12月18日付けで埼玉県教育委員会教育長より令和7年度全国学力・学習状況調査の実施について連絡がございました。

朝霞市教育委員会といたしましては、調査を円滑に実施するため、適切に対応していくことを報告いたします。

1 調査の名称

令和7年度 全国学力・学習状況調査

2 調査実施日

令和7年4月17日（木）

3 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 教科

小学校第6学年 国語、算数、理科

中学校第3学年 国語、数学、理科

(イ) 出題範囲

学習指導要領に示された内容のうち調査する各学年の前学年までの内容

(ウ) 出題内容

①身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できていることが望ましい知識・技能など

②知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など

イ 質問紙調査（学習意欲・学習方法・学習環境・生活の諸側面等）

(2) 学校に対する質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査を実施する。

教育長報告事項

令和6年度朝霞市ふれあい推進事業について

事業名	期日	概要	参加者数
・朝霞第一中学校区 …一小、四小、六小、一中 (朝霞第一中学校にて)	11月16日(土) 9:00～12:00	地域のふれあいを深め、防災知識の向上を図るために、校区内の小・中学校及び町内会、PTAと連携し、11月16日(土)に朝霞第一中学校にて防災体験を実施しました。朝霞第一小学校、朝霞第四小学校、朝霞第六小学校、朝霞第一中学校の児童生徒が参加し、起震車を使用した地震体験、煙体験、消火器の取扱い体験、毛布等を使用した搬送法や応急手当体験、消防車両展示など、防災に関する様々な取組を行いました。	小 186人 中 30人 一般 275人 役員等 79人 計570人
・朝霞第二中学校区 …二小、七小、九小、二中 (朝霞第二中学校にて)	11月2日(土) 9:30～12:00	今年度は雨天のため、中止となりましたが、体育館では、二中吹奏楽の演奏、二小・二中の鳴子演舞、七小・九小のダンスクラブの発表が行われる予定でした。また、運動場では、PTAや町内会による模擬店が実施予定でした。その他にも、二中の部活動見学やカインズホームによるワークショップも開催予定でした。	雨天中止
あいさつ運動推進看板作成・ステージ発表 ・朝霞第三中学校区 …五小、十小、三中 (朝霞第十小学校にて)	11月9日(土) 9:00～11:55	天候にも恵まれ、多くの参加者があり、三中校区の児童生徒・保護者・地域の交流を深める貴重な機会となりました。五小鳴子と三中鳴子による演舞、十小「うたの輪合唱団」による合唱発表、三中吹奏楽部による演奏等の披露により、大変賑やかなものとなりました。あいさつ運動推進の「看板作り」では、子供たちの創意工夫を生かした看板を作成することができました。後日、地域ごとに分かれて設置することになっております。	児童生徒 296人 保護者 104人 町内会 28人 計428人
第13回ふれあいまつり ・朝霞第四中学校区 …八小、四中 (朝霞第八小学校、朝霞第四中学校にて)	10月26日(土) 10:00～14:00	例年に引き続き朝霞第四中学校、朝霞第八小学校を会場として開催しました。当日は天候にも恵まれ、4,273名もの来場者がいらっしゃいました。モノづくり体験や模擬店等、約40の出店があったほか、四中吹奏楽部や朝霞西高校ダンス部によるステージも大いに盛り上がりました。学校、保護者、町内会、近隣高校が一体となった開催となりました。	小 1380人 中 706人 高 105人 保護者 473人 一般 1340人 役員等 269人 計4,273人
“FUN! FUN! FUN!VOL. 19” 楽しいことい〜っばい! ・朝霞第五中学校区 …三小、五中 (朝霞第三小学校にて)	11月2日(土) 12:00～15:00	当日は雨天のため、校舎と体育館のみでの開催となり、多くの参加者が通路まであふれ出し、大変賑わっておりました。焼きそばや野菜などの販売の他、ふれあい動物園やストラックアウトなどの体験、三小と五中の特別支援学級の手作り販売にも長蛇の列が見られました。三小が会場でしたが、五中からボランティアの生徒の参加や吹奏楽部の演奏もありました。13の団体の催し物を、参加した子供たちだけでなく保護者や地域の方が楽しみ、明るい声が響く一日となりました。	小 696人 中 50人 保護者 651人 役員等 168人 その他 50人 計1,615人

総計6,886人

教育長報告事項

関東大会・全国大会出場者の市長表敬訪問について

- 1 開催日 令和6年12月13日（金）
午後 3時30分から午後 4時20分
- 2 会場 朝霞市役所 別館5階 大会議室（奥）
- 3 表敬訪問該当生徒 別紙1 参照
- 4 当日の様子 当日は、朝霞第一中学校3名、朝霞第二中学校17名、朝霞第三中学校8名、朝霞第四中学校2名 合計30名の生徒と12名の教員が出席した。

(別紙1)令和6年度全国・関東大会等出場者による市長表敬訪問該当生徒一覧

朝霞一中3名 朝霞二中17名 朝霞三中8名 朝霞四中2名 合計30名 8グループ

	団体名	生徒氏名	ふりがな	種目等	関東・全国大会(正式名称)
朝霞第一中学校	1 陸上競技部	金子 翔輝	かねこ とし	男子100m	第51回全日本中学校陸上競技選手権大会
	2	吉本 こころ	よしもと こころ	吹奏楽	第30回西関東吹奏楽コンクール 第72回全日本吹奏楽コンクール
	3 吹奏楽部	立花 大地	たちばな だいち		
朝霞第二中学校	1 陸上競技部	高橋 咲里	たかはし さり	女子100mH	第51回全日本中学校陸上競技選手権大会
	2	小林 希夢	こばやし のぞむ	剣道男子団体戦	第49回関東中学校剣道大会
	3	稲川 慶亮	いながわ けいすけ	剣道男子団体戦	
	4	川口 翔	かわぐち しょう	剣道男子団体戦	
	5	伊藤 丈喜	いとう ともし	剣道男子団体戦	
	6 剣道部	石井 啓翔	いしい ひろと	剣道男子団体戦	
	7	須田 涼真	すだ りょうま	剣道男子団体戦	
	8	飯塚 咲結	いづか さゆ	剣道女子団体戦	
	9	古澤 杏珠	ふるさわ あみ	剣道女子団体戦	
	10	小林 杏菜	こばやし あんな	剣道女子団体戦	
	11	藤川 紗衣	ふじかわ さえ	硬式テニス	2024関東中学生新人テニス選手権大会
	12	浅見 茉凜	あさみ まりん	硬式テニス	
	13	螺良 美羽	つぶら みう	硬式テニス	
	14 テニス部	吉田 愛	よしだ あい	硬式テニス	
	15	中川 友葉	なかがわ ともは	硬式テニス	
	16	百瀬 綾音	ももせ あやね	硬式テニス	
	17	高村 実花	たかむら みか	硬式テニス	
	18 水泳部	中村 虎之介	なかむら とらのすけ	自由形200m 自由形400m	第48回関東中学校水泳競技大会
朝霞第三中学校	1	星野 陽輝	ほしの はるき	バドミントン	第55回関東中学校バドミントン大会
	2	山崎 陽仁	やまざき あきと	バドミントン	
	3	角 琉空	すみ るうく	バドミントン	
	4	高木 琉煌空	たかぎ るきあ	バドミントン	
	5	廣野 航大	ひろの わたる	バドミントン	
	6	堀江 琉星	ほりえ りゅうせい	バドミントン	
	7	七五三 暖人	しめ はると	バドミントン	
	8	宮木 琳太郎	みやき りんたろう	バドミントン	
朝霞第四中学校	1	茅野 将大	ちの しょうた	吹奏楽	第30回西関東吹奏楽コンクール
	2 吹奏楽部	安井 悠真	やすい ゆうま		

教育長報告事項

令和6年度「いじめ防止に向けた取組」実施報告書まとめについて

・各学校の主な取組について（小学校・中学校）

朝霞第一小学校

- ・独自の心と生活アンケートの実施により、児童の実態を把握し、積極的生徒指導に生かすことができた。
- ・いじめ防止標語づくりの取組みにより、いじめは絶対に許さないという意識が高め、いじめを自分事として捉えさせた。
- ・朝会での校長講話や校舎内の掲示物等により、いじめ撲滅に対する意識を高め、いじめは絶対に許されないものだという考えを広めた。
- ・いじめ記録シートを作成し、全教職員で情報を共有できるようにした。
- ・生徒指導部会において、本校のいじめ防止基本方針を再検討した。

朝霞第二小学校

- ・いじめ防止月間中に、「学校いじめ防止基本方針」の確認と見直しを行い、職員全体で共通理解の下で指導にあたっている。
- ・10, 11月にアンケートを実施し、実態を把握し、「生きていてもしかたがないと思う」や「いやなこと、はずかしいこと、きけんなことをさせられる」などの回答があった児童について、担任が面談し迅速に対応した。個人面談週間（12月上旬）を実施し、児童の実態について全家庭と情報共有した。
- ・いじめが疑われる場合は生徒指導委員会に報告し、該当児童についてさらなる面談を行い、家庭へも知らせ、組織的に対応できるようにした。
- ・毎週水曜日の「児童会によるあいさつ運動」、また月一回程度の「学校応援団によるあいさつ運動」など、あいさつに全校と地域で取り組み、自他尊重の精神を育てている。
- ・いじめ防止標語を全校児童から募集した。「笑顔あふれるあたたかい学校宣言」に掲載して年間を通じて校内や地域に向けて外のフェンスに掲示した。
- ・日常的な児童間トラブルを専用フォーマットに記録し、生徒指導委員会でいじめにつながる行動・いじめがあるかどうかの報告を行っている。

朝霞第三小学校

- ・いじめや問題行動など児童への指導内容や見守りが必要な児童について、毎月全職員でC4 t h等を活用し情報の共有を行っている。特別な内容は全教職員に詳細を共有している。
- ・年度当初に一人一人の実態把握を行い個別の指導・支援計画等について共通理解を図ることができた。その後、2月に児童の変容等について確認する予定である。
- ・教育相談日には、保護者から児童の学習や生活などに関する悩みや困り感を聞き、指導に役立てた。6月と12月に全児童保護者と個人面談を行い、学校生活アンケートを活用して、学校での様子について保護者と情報共有を図った。
- ・教職員に対して「生徒指導ハンドブック I's 2019」の活用や生徒指導提要の改定を周知し、研修が深めた上で、いじめ基本方針の改定に向けて、生徒指導部で現行の基本方針を読み合わせ、改定していく内容を検討した。
- ・インターネットの使い方と注意点について（懇談会で説明、資料配付）正しい使い方と起こりうるトラブルについて懇談会で説明、資料配付を行い、保護者と共通理解を図った。また、警察職員による非行防止教室を開催し、ネットトラブルについて考える機会を設けた。

朝霞第四小学校

- ・朝会講話、道徳を中心とした学習指導等の取組により、いじめについて児童が考える機会を設け、意識の高揚を図った。
- ・さわやか相談室及び市内の「子ども相談室」「スクールカウンセラー」などの関係機関を効果的に活用した。また、スクールソーシャルワーカーと連携し、問題解決を図っている。
- ・中学校と連携し、児童生徒の情報や家庭の様子等について共有する。
- ・学校だより、学年だより、HP で日々の学校の様子を家庭に発信した。
- ・気になる児童、課題のある児童について学年・生徒指導部会で情報共有し、学級や学年を越えて指導できた。また、保護者と連絡を密にし、信頼関係を築くことができた。
- ・「早期発見・対応」「組織的な対応」・気になる児童の様子についての記録は蓄積し、共有している。学級担任、学年教員、管理職等、職員間の連携を密にし、組織的な対応を行った。

朝霞第五小学校

- ・夏季休業中の三校合同生徒指導研修会を実施した。不登校に関する内容が主であったが、児童理解、児童相互理解につながる研修となった。
- ・埼玉県いじめの防止のための基本的な方針やI' s2019、朝霞市いじめの防止のための基本的な方針資料、朝霞市いじめ撲滅宣言についての理解・周知を行うとともに、本校のいじめ防止基本方針を再確認した。
- ・教育相談部を中心に「児童理解研修」を実施した。
- ・「心のアンケート」(学期毎全学年)、「心と生活アンケート」(2学期高学年)を実施し、心配な児童について、本人への聞き取りや面談、保護者への連絡を行った。11月の個人面談において、保護者との連携を図った。
- ・いじめを受けた児童、保護者との面談を定期的に実施し、支援・見守りを行っている。引き続き、今後も寄り添い、支援・対策を行っていく。いじめを行った児童への指導と保護者への助言・支援を行っている。今後も「いじめ根絶」に向けて組織で取り組んでいく。
- ・保護者・PTAと連携して、電話・面談・家庭訪問を実施した。
- ・人権感覚育成プログラム、アサーショントレーニングの周知と実践を呼び掛けるとともに、アイスブレイク集、自己開示カードゲームなどを配布した。
- ・個人カルテづくりと、生徒指導の記録フォルダの作成と蓄積を実施し、定例の生徒指導部会・教育相談部会や研修に生かしている。

朝霞第六小学校

- ・校長講話、生徒指導部からの話を実施し、職員、児童といじめ、楽しい学校生活のポイントを共有し、共通認識・共通行動がとれるようにした。
- ・学活(2)学級指導で「いじめをなくすためにできること」をテーマに指導を行い、各クラスでスローガンを作成。作成したスローガンをもとに、二か月間意識して生活できるように指導。作成したスローガンは、職員室前に掲示し、意欲の向上を図った。
- ・代表委員会や生活委員会の児童が主体となり、朝のあいさつ運動、リーフレットの作成など、児童が主体的に計画し、活動に取り組んだ。
- ・研修会を通していじめの定義などを再確認し、職員で共通認識・共通行動がとれるようにした。
- ・相談窓口の充実。教職員向けに外部機関一覧表の作成、周知をした。

朝霞第七小学校

- ・毎月の全校朝会を実施した。校長から児童への話と教員による生活目標の話を行い、その時の学校全体の課題を明確にした。児童への指導や声かけを続け、児童一人一人が楽しく学校

生活を送れるようにした。

- ・いじめ防止基本方針の見直しと改訂を進めている。全職員で基本方針の確認と共有をした。いじめの未然防止・早期発見・早期解決をすることができた事例が多くあった。
- ・積極的にいじめの認知をした。職員間での情報共有を密にし、組織としての対応・指導する体制が整えることができた。
- ・毎月の生徒指導部会の組織の編成の見直しを行い、全職員が参加できる体制を整えた。また、生徒指導案件報告シートを作成、共有できるようにしたことで、課題を正確に捉え、情報共有や事例の検討をした。複数の職員で、一人で抱え込まずに解決できた事例もあった。
- ・毎月タブレット端末を活用した生活アンケートを実施した。
- ・特別の教科 道徳において、いじめ防止の観点で踏まえた内容項目の重点的指導を行った。また、そのために各担任が教材研究を深め、授業に生かすよう努めた。
- ・いじめが発生した場合に、学校側がどのように迅速かつ効果的に対応するかが求められている。特に、「いじめに対する組織的対応」「適切な見届け、解消の判断、取扱い」「確実な情報共有、引き継ぎ」が重要である。

朝霞第八小学校

- ・各学期に2回実施（学級によってはさらに複数回実施）することで、児童の変容や学級・学年の実態を把握することができた。その後、児童一人一人と面談時間を設け、小さなことであっても悩みや困り感を共感的に受け止めることで、児童一人一人への支援を充実させた。
- ・朝会において「周りの人への思いやりの心を持ち、自分で考えて行動し、たくさんの人と関わり合える八小の子どもたち」という目指す児童の姿を全校児童に伝えた。各月の朝会でも、その姿を意識させながら学校生活について考えさせた。2学期の始業式では、「困ったり気になったりしたら、先生をはじめとした大人、信頼できる友達に伝え、一人で悩まないでほしい」ということを伝えた。
- ・夏季休業中に、事例研究を行った。経験が浅い教員と教員歴が長い教員とが一緒に事例研究を行うことで、いじめの防止につながる支援法等を学び、全教職員の生徒指導力、児童理解力の向上を図ることができた。
- ・管理職、生徒指導主任が適宜、教室等の巡回を行い、いじめに関係する児童や学級の様子を複数の目で見ることができた。担任以外の先生に相談しやすい雰囲気を作ることができた。
- ・校長を中心に、ポストに入っていた内容については、児童と直接話をしたり、学級担任に相談の上で対応したりすることで、児童が安心して過ごせる雰囲気や相談しやすい雰囲気づくりに繋げることができた。
- ・たてわり活動やしいのみ祭りをを行い、異学年との交流を通して、自分の気持ちの伝え方や気遣う心について考えることができた。

朝霞第九小学校

- ・「ひとりでなやまないで」を全児童に配付した。学校だけでなく、様々な機関が子どもたちを見守っていることを児童に伝えることができた。
- ・「心と生活アンケート（5、6年生）、学校独自のいじめアンケート（1年生～4年生）」実施後の面談と追跡調査を実施することで、児童一人一人の交友関係や悩みなど、実態を把握し指導に役立てることができた。児童理解が深まるとともに、いじめの芽を早期に発見することができた。
- ・いじめに関する保護者アンケートを保護者に配付することで、保護者の方々に自分の子がいじめにあっていないか考える機会を設けることができた。
- ・全校朝会での校長講話を通して、相手が嫌な気持ちになる言葉を発したり行動をしたりしないこと、相手のことを思いやることが楽しい学校生活に繋がることを確認した。
- ・代表委員による、いじめの防止、撲滅に関する校内放送をすることで、「いじめ防止」につい

て意識して生活させることができた。

- ・人権感覚育成プログラムの授業を実施し、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」がとれるよう指導を行うことができた。
- ・学級ごとに、いじめ防止等の宣言を掲示し、いじめに対する自身の取組方を自覚させることができた。

朝霞第十小学校

- ・毎月25日に「ハートのふりかえり」のアンケートを実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応につなげることができた。
- ・道徳主任と連携し、「いじめ防止」に係る道徳の授業を全学級で実施した。また、校内の道徳コーナーにも同様の掲示を行い、いじめの未然防止に努めた。学年で統一した指導を行うことでいじめを防ぐ効果が上がったと考えられる。
- ・全校朝会の校長講話の中で、いじめに関する話をした。普段話をしている担任に加えて、校長が話をするすることで、児童の理解が深まった。
- ・いじめについて考えるキャンペーンとして「仲良し宣言」を各学級で学級活動の時間で考えた。各学級の宣言を校内に展示するだけではなく、給食の放送でも代表児童が発表した。また、月初めに「あいさつ運動」を行い、明るい挨拶を心がけることで、人間関係の構築に役立てた。
- ・毎月行っている生徒指導部会での学年の様子の報告の際、部員と管理職で確認し、いじめの認知の判断を行っている。また、いじめと認定した件に関して、その後の指導や見届けについてデータとして残し、見届け3ヶ月を終えるまで、どのような対応をしていたのかを職員全員で見守ることができるような取組をした。
- ・学校だよりで、「いじめ防止月間」であることを知らせ、学校での取組などを紹介し、保護者の意識を高めた。学校運営協議会においても「いじめ防止」の取組について共有した。
- ・管理職による「校内巡視」を通し、管理職からの直接的な指導を児童に行うことができたり、担任にもアドバイスや注意喚起を行うことができたりした。
- ・日頃から楽しく豊かな学級づくりのために、エンカウンター等に取り組んだことでいじめの未然防止につながった。

朝霞第一中学校

- ・「いじめ撲滅宣言」を受け、生徒会を中心にいじめ撲滅のための行動宣言を廊下に掲示して、いじめについての意識を高めることに努めさせる（3学期実施予定）。
- ・生徒の実態アンケートを通し、いじめの早期発見・早期対応に努めた。昨年に引き続き、いじめ防止月間に合わせ教育相談週間を設定し、1・2年生は二者面談を6月と9月に、3年生は6月と三者面談期間に合わせて行った。アンケートの結果を踏まえた対応といじめの有無の確認、嫌がらせなどを受けていないかなどの把握に努めた。
- ・生徒指導部会、教育相談部会、生徒指導委員会等を活用し、生徒の情報を共有した。また、チーム一中として、SCやSSWとの連携も図った。今年度は埼玉県弁護士協会の力を借り、いじめが関係するような生徒指導事案に対し指導・助言をいただいた。
- ・今年度も、早い段階でいじめを認知し早期解決に至るものが多いが、若手の教員も多く、経験が浅い先生へのフォローも大切になっているため、これからも今以上に教職員が一丸となり「いじめをしない・させない・ゆるさない」という状況を構築していくことは必要である。

朝霞第二中学校

- ・「心と生活アンケート」を11月に実施し、その結果を担当が把握した。「生きていてもしかたがない」「悪口を言われたり、いやな噂を流される」等の項目に該当する生徒を重点に全生徒と教育相談的な視点からすみやかに二者面談を実施した。個々の生徒の実態を把握して、担当が適切に指導することができた。
- ・月に一度行われる生徒指導委員会で出た反省や取り組みをもとに、後期の委員会の活性化を促し、生徒自ら取り組み自律的な集団作りに取り組んだ。
- ・さわやか相談室との連携を強化した。不登校気味の生徒への対応や継続観察の生徒へのアプローチの仕方など相談を密に行った。さわやか相談室だよりで、一人で悩まず相談することを奨励し、利用する環境づくりを推進できた。
- ・日々の授業では意欲を高め、わかる授業を行うように指導法の工夫をするために、定期的に教科会や研修の中で話し合いをした。また、8:25登校の推奨と朝読書の充実、テスト前の朝学習の充実などを図り、落ち着いた学校生活の基盤を作った。
- ・問題への対応力の更なる向上を目指し、教職員が1つのチームとなり、生徒指導部会、教育相談部会、生徒指導委員会、いじめ対策委員会などの複数の組織を連携させることで、子供たちのために力を尽す集団にできた。

朝霞第三中学校

- ・校内研修では事例研修を行い、教職員で課題解決に向けて意見交換をしながら、具体的な対応策を考え、今後の指針とした。
- ・特別活動でソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、生徒のコミュニケーション能力の育成およびコミュニケーションスキルの習得を図った。また教員も研修で生徒と同じ内容に取り組むことで生徒の立場に立ち指導できた。
- ・週1回生徒指導部会及び教育相談部会を開き、生徒の変化や抱える問題などを把握し、全校で共有すると共に、学年等、組織的に方策を考え対応できた。
- ・学期ごとに心と生活アンケートを実施し、一人一人に応じたきめ細やかな対応をすることができた。教育相談週間として二者面談（希望する家庭には三者面談）を行う等、教育相談を充実させた。二者面談で生徒からの相談内容については迅速に対応し、深刻な事態に至ることを防いだ。
- ・啓発用のチラシ、スマートフォンの使い方に関するチラシを配布し、日常的に啓発ができた。生徒に配布するだけでなく、teturuで直接保護者に配信した。また、夏休みの三者面談に加え、秋も希望者へ三者面談を計画し、相談しやすい環境を整えた。
- ・配慮が必要な生徒について、こども未来課、子ども相談室等と連絡を密に取り、必要に応じて、ケース会議等を開き、情報の共有、早期対応に努めた。

朝霞第四中学校

- ・「心と生活アンケート」を11月に実施し、その結果を担当が把握し、全生徒と教育相談的な視点からすみやかに二者面談を実施した。また、「学校の日」を2回実施し、生徒が話してみたい教員と話することができる機会を設け、学校全体で生徒を見守る雰囲気醸成をした。
- ・後期の各委員の活性化を促し、生徒の主体的、自律的な集団作りに取り組んだ。生徒会を中心に今の学校を客観的にみつめ、挨拶など改善すべき事柄について積極的に活動している。生徒自らが学校づくりの一端を担っているという意識をつけてきている。生徒全体が落ち着いており、規律ある生活ができている。
- ・さわやか相談室のとの連携を深め、不登校気味の生徒への対応や継続観察の生徒へのアプローチの仕方など相談を密に行い、情報を共有した。さわやか相談室だよりを活用し、一人で悩まず相談することを奨励した。

- ・日々の授業では意欲を高め、わかる授業を行うように指導法の工夫をするとともに、各教科で重点を設定し実践した。また、美術科や家庭科などを中心に校内掲示を充実させた。
- ・やりとり帳での共有によって生徒一人一人への対応が早くなり、問題が大きくなる前に対処することができた。

朝霞第五中学校

- ・面談期間を十分に設定し、一人ひとりに時間をかけて話を聞く機会をとることができた。配慮を要する家庭とは連絡を密にし、連携できた。
- ・道徳の授業では、全職員で取り組み、ローテーションを組んで授業を行った。多様な価値観に触れさせ、多面的・多角的に考え、伝え合う授業を実施することで、人権感覚の涵養を図った。
- ・生徒全員で「いじめゼロ宣言」カードに記入し、掲示することで、いじめを絶対に許さないという想いをみんなで共有することができた。
- ・本校独自の「心と体のアンケート」を毎月実施した。生活記録ノート等を通して分かった悩みなども、学年全体で分担して話を聞くことができた。
- ・教育相談部会で各学年の情報を共有できた。計画的に相談員やスクール・カウンセラーの面談につなぐなど保健室、相談室との連携も密にし、指導にあたることができた。

※全小・中学校にて「心と生活アンケート」の実施と「ひとりでなやまないで」の配付を行った。

教育長報告事項

令和6年度第2回朝霞市社会教育委員会議について

- 1 事業名 令和6年度朝霞市社会教育委員会議（視察研修会）
- 2 開催日時 令和6年11月20日（水）午後2時30分～4時30分
- 3 場所 志木市立いろは遊学館第一研修室
- 4 出席者 社会教育委員 15人中8人出席（別紙参照）
事務局 4人
- 5 内容
 - （1）説明
 - ・ 事業開始の経緯について
 - ・ 学童保育クラブについて
 - ・ 放課後子ども教室について
 - ・ 事業者が実施する体験プログラムについて
 - （2）現場視察
 - ・ 同館併設の志木小学校放課後子ども教室を視察
 - ・ 当初予定の校庭視察と近隣の学童保育クラブ視察は雨天のため中止
 - （3）質疑応答
 - （4）閉会

6 視察研修会概要

令和7年度から開始予定の平日の放課後子ども教室事業について、すでに実績のある志木市を視察し、同事業への知見を深め本市事業に対して意見をいただくために本視察研修会を企画した。

（1）説明においては、それぞれの担当課である志木市生涯学習課、保育課及び委託事業者である㈱明日葉担当者から御説明いただき、志木市の事業概要をつかむことができた。

（2）現場視察では、実際に子どもたちが入室してくる教室に入り、各委員とも、事業者や志木市担当者へ質問していた。特に入退室管理システムについて興味を持って説明を受けていた。

（3）質疑応答では現場を視察したうえで、改めて制度についてや、子どもたちの利用の仕方、過ごし方等についての質疑や意見交換が行われた。

帰路の車中は各委員と当課担当で座談会のようになり、現在の本市放課後児童クラブの現状や新規事業としての放課後子ども教室についての私見等を雑談の中で伺うことができた。次回社会教育委員会議の中で改めて意見をいただき、より良い運営の参考としたい。

朝霞市社会教育委員名簿

令和5年7月1日～令和7年6月30日

選出の区分	氏 名	職名又は所属	備 考
学校教育関係者	タナベ 田邊 マサヤ 雅也	朝霞第六小学校長	出席
	オオタ 太田 サダハル 禎治	朝霞第四中学校長	欠席
	ハラ 原 ヒロアキ 浩明	県立朝霞西高等学校長	欠席
社会教育関係者	フジイ 藤井 フミオ 文雄	文化協会幹事	出席
	カブラギ 蕪木 トシアキ 利秋	スポーツ協会副会長	出席
	カネコ 金子 ユキオ 幸男	青少年育成市民会議理事	出席
	クラタ 蔵田 ヒトミ ひと美	図書館利用者	出席
	ワタナベ 渡邊 トシオ 俊夫	子ども会連合会会長	出席
	サイトウ 齋藤 ミツシ 光司	人権教育推進協議会会長	出席
家庭教育向上活動者	スガワラ 菅原 シンヤ 慎也	朝霞市保護者代表連絡会会長	欠席
学識経験者	フルカワ 古川 サトシ 覚	東洋大学教授	欠席
	キムラ 木村 ケイコ 啓子	大東文化大学非常勤講師 (元尚美学園大学教授)	欠席
	オジマ 小島 マチコ 真知子	元社会教育指導員	出席
	ノモト 野本 カズユキ 一幸	市議会議員	欠席
公募委員	タカノ 高野 マサヨシ 正芳	公募市民	欠席

教育長報告事項

令和6年度子ども大学あさかについて

- 1 日 時 令和6年7月20日(土)～12月7日(土) (全7回)
- 2 会 場 朝霞市内の公共施設
- 3 主 催 子ども大学あさか実行委員会
(NPO法人アンサーズネット・一般社団法人朝霞青年会議所・朝霞市教育委員会)
- 4 協 力 アサカシティラボ・東洋大学学生ボランティア等
- 5 参加者 37人(4年生:12人、5年生:18人、6年生:7人)

6 概 要

今年度で14回目を迎える「子ども大学あさか」は、NPO法人アンサーズネット、一般社団法人朝霞青年会議所及び朝霞市教育委員会で実行委員会を組織し、アサカシティラボや学生ボランティアの協力を得て、本年7月から12月まで計7回で実施しました。

入学式では、ぼぼたんと彩夏ちゃん、学生たちと一緒に記念撮影を行いました。その後、行われた最初の講義では、【生き方学】として、「本から学ぶ人生を楽しくするコツ」と題し書籍「失敗図鑑」を使用したワークショップを行い、失敗は恐れることなく、そこから学び、考え、動くことが大切であるということを学びました。

8月の講義【ふるさと学】では、オリジナルボードゲームの作成を行いました。朝霞市の良いところ、好きなところ、面白いところをボードゲームにすることで、朝霞市の魅力を再発見し、周りに伝えることの大切さを学びました。

9月の講義【生き方学】では、「夢を実現する方法」について講義していただきました。講義では、自分の思いを伝える方法や効果的なプレゼンテーションの方法を学びました。

最終講義である12月の講義【はてな学】では、海外生活の実体験をもとにお話いただき、日本と海外の生活の違い等について学びました。

なお、各講義の後に毎回「子ども会議」を実施し、11月に学園祭「ミニあさか」に向けて話し合い、準備を行いました。学園祭「ミニあさか」には、子ども大学あさか学生のほか、一般公募で当選した小学生544人が参加しました。講義以外の「学園祭の準備」という過程においても、企画やプロモーション、他者との協力など、多くの経験をしました。

講義後に実施した学生へのアンケート集計結果からは、「初めて会った人と楽しく学んで協力できてよかった」「自分で考える力が強くなった」「知らないことを知ることができた」などの声がありました。

「子ども大学あさか」は、子どもの学ぶ力や生きる力を育む重要な事業であることから、様々な学びの機会を提供できるよう、より充実した事業の実施に努めてまいります。

7 内容及び参加者数

	日 程	内 容	参加者数
1	7月20日(土) 午後1時～ 4時30分	【入学式】 【第1回講義】 テーマ：【生き方学】本から学ぶ人生を楽しくするコツ 講 師：町の書店 CHIENOWA BASE 店長 佐藤 正裕氏 【第1回子ども会議】	30人
2	8月24日(土) 午後1時～ 4時30分	【第2回講義】 テーマ：【ふるさと学】オリジナルボードゲームで、地元の『楽しい』を再発見し伝えよう！ 講 師：スピカデザイン 大下 修央氏 【第2回子ども会議】	32人
3	9月7日(土) 午後1時～ 4時30分	【第3回講義】 テーマ：【生き方学】夢を実現する方法～挑戦する勇気やプレゼンテーションを学ぶ～ 講 師：東京大学ファンドレイザー 長澤 佳則 認定 NPO 法人カタリバ 坂井 涼 【第3回子ども会議】	34人
4	10月19日(土) 午後1時～ 4時30分	【第4回子ども会議】ミニあさか～学園祭の準備～	33人
5	11月16日(土) 午後1時～ 4時30分	ミニあさか～本番前事前準備～	33人
6	11月17日(日) 午前8時30分～ 午後4時30分	ミニあさか	34人
7	12月7日(土) 午後1時～ 4時30分	【第4回講義】 テーマ：【はてな学】日本から世界へ!海外生活☎話～カンボジアで暮らしてわかったこと～ 講 師：法政大学デザイン工学部3年 鈴木 雅也氏 【第5回子ども会議】 【修了式】	34人
		延べ参加者数	230人 (前年159人)

※11月17日(日)のミニあさかは市内の小学生544名が別途で参加しました。

議案第2号

朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、朝霞市小、中学校職員服務規程の一部を別紙のように改正することについて議決を求める。

令和7年1月23日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則

朝霞市立小、中学校職員服務規程（昭和３２年朝霞市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第７条の２第１項を次のように改める。

職員は、勤務のために出校したときは、その時刻を校務支援システム（電子情報処理組織を使用して職員の勤怠管理等の事務処理を行うシステムをいう。以下同じ。）により、自ら記録しなければならない。

第７条の２第２項中「勤務管理システム」を「校務支援システム」に改める。

第２６条を第２７条とし、第２５条の次に次の１条を加える。

（校務支援システムによる処理）

第２６条 この規則の規定により行うこととされている勤怠管理に関する事務について、校務支援システムを利用することができる場合は、校務支援システムにより行うものとする。

２ この規則の規定により作成することとされている書類等（書類、帳簿その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、校務支援システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、校務支援システムによる情報処理の用に供されるものをいう。）をもって代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則

改正後	改正前
(出校時刻及び退校時刻の記録) 第7条の2 職員は、勤務のために出校したときは、その時刻を校務支援システム（電子情報処理組織を使用して職員の勤怠管理等の事務処理を行うシステムをいう。以下同じ。）により、自ら記録しなければならない。 2 職員は、退校しようとするときは、その時刻を校務支援システムにより、自ら記録しなければならない。 (校務支援システムによる処理) 第26条 この規則の規定により行うこととされている勤怠管理に関する事務について、校務支援システムを利用することができる場合は、校務支援システムにより行うものとする。 2 この規則の規定により作成することとされている書類等（書類、帳簿その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、校務支援システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、校務支援システムによる情報処理の用に供されるものをいう。）をもって代えることができる。 (委任) 第27条 (略)	(出校時刻及び退校時刻の記録) 第7条の2 職員（勤務管理システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により職員の出勤及び退勤の状況を記録し、管理するシステムをいう。以下この条において同じ。）を使用している勤務場所に勤務する職員に限る。次項において同じ。）は、勤務のために出校したときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。 2 職員は、退校しようとするときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。 (委任) 第26条 (略)

議案第3号

朝霞市博物館協議会委員の任命について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、下記のとおり朝霞市博物館協議会委員を任命することについて議決を求める。

令和7年1月23日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

1 任命について

- | | |
|-----------|---|
| (1) 発令事項 | 朝霞市博物館協議会委員を任命する
なお、任期は令和7年2月20日から
令和9年2月19日までとする |
| (2) 発令年月日 | 令和7年2月20日 |
| (3) 発令候補者 | 別紙のとおり |

(別紙)

朝霞市博物館協議会委員発令候補者

氏 名	主な職業又は所属・職名	新任・再任の別
えのもと ようじ 榎本 洋二	陶芸家	再 任
かねこ ゆきお 金子 幸男	朝霞市公民館運営審議会委員長	再 任
くしだ なおこ 櫛田 直子	朝霞市公民館運営審議会委員	新 任
すぎやま まさし 杉山 正司	埼玉県立歴史と民俗の博物館主任専門員兼学芸員	再 任
すずき かおり 鈴木 香織	朝霞第五中学校長	再 任
すやま けんゆう 陶山 憲裕	朝霞市文化財保護審議会委員会議長	再 任
とねがわ ひとし 利根川 仁志	朝霞市議会議員	再 任
はらぐち のりみつ 原口 憲充	朝霞第四小学校長	再 任
ますやま ともひろ 増山 智宏	公募委員	新 任
よしおか ともこ 吉岡 知子	埼玉県立近代美術館学芸員	再 任

五十音順